

令和8年

建設委員会会議録

とき 令和8年1月19日

品川区議会

令和8年 品川区議会建設委員会

日 時 令和8年1月19日(月) 午後1時00分～午後6時17分

場 所 品川区議会 議会棟6階 第1委員会室

出席委員 委員長 新妻 さ え 子 副委員長 せ お 麻 里
委員 木 村 健 悟 委員 松 永 よ し ひ ろ
委員 ゆ き た 政 春 委員 安 藤 た い 作
委員 中 塚 亮

出席説明員 鈴木 都 市 環 境 部 長 鴫田都市整備推進担当部長
(広町事業担当部長兼務)
高梨 都 市 計 画 課 長 川 原 住 宅 課 長
小川木密整備推進課長 中道 都 市 開 発 課 長
大石まちづくり立体化担当課長 森 建 築 課 長
中 西 環 境 課 長 篠 田 参 事
(品川区清掃事務所長事務取扱)
(資源循環推進担当課長事務取扱)
溝口防災まちづくり部長 七 嶋 災 害 対 策 担 当 部 長
(危機管理担当部長兼務)
櫻木地域交通政策課長 山 下 交 通 安 全 担 当 課 長
川崎土木管理課長 森 道 路 課 長
(用地担当課長兼務)
大友公園課長 関 根 河 川 下 水 道 課 長
羽鳥防災課長 遠藤防災体制整備担当課長
星災害対策担当課長

○午後1時00分開会

○新妻委員長

ただいまより、建設委員会を開会いたします。

本日は、お手元の審査・調査予定表のとおり、請願・陳情審査、報告事項、行政視察報告書についておよびその他を予定しております。

最後に、本日も効率的な委員会運営に、ご協力をよろしくお願いたします。

本日は9名の傍聴申請がございますので、ご案内いたします。

1 請願・陳情審査

- (1) 令和5年陳情第20号 羽田新ルート飛行航路の即刻中止を求める陳情
- (2) 令和5年陳情第29号 羽田新ルート反対に関する陳情
- (3) 令和5年陳情第34号 森澤恭子区長が羽田空港機能強化による都心飛行ルートについて、「固定化回避を国に要請」としたことの撤回を求める陳情
- (4) 令和5年陳情第43号 羽田新ルート飛行航路の固定化回避の検討状況を区民に説明するよう国交省に求める陳情
- (5) 令和6年請願第14号 国に羽田新ルートに関する住民説明会を開催するよう求める請願
- (6) 令和7年請願第2号 羽田新経路の実状について国に住民説明会の開催を求める請願
- (7) 令和7年請願第22号 都心低空飛行ルート撤回に関する請願

2 報告事項

- (2) 第7回羽田新経路の固定化回避に係る技術的方策検討会について

○新妻委員長

それでは、予定表1、請願・陳情審査を行います。

予定表(1)から(7)に記載の請願・陳情7件につきましては、予定表2、報告事項(2)第7回羽田新経路の固定化回避に係る技術的方策検討会についてと関連する内容のため、一括して議題に供します。

進め方としまして、7件の請願・陳情および報告事項について一括して説明、質疑を行った後、請願・陳情につきましては、その取扱いについて、1件ずつ、各会派のご意見を確認したいと思いますので、よろしくお願いたします。

まず、7件の請願・陳情のうち、(7)令和7年請願第22号 都心低空飛行ルート撤回に関する請願は、初めての審査でありますので、書記に朗読してもらいます。

[書記朗読]

○新妻委員長

朗読が終わりました。

それでは、本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○高梨都市計画課長

私からは、令和7年請願第22号に関連いたしまして、報告事項の(2)にございます第7回羽田新経路の固定化回避に係る技術的方策検討会について、説明をさせていただきます。

資料は、サイドブックス2の(2)、報告事項の資料をご覧ください。

今般、第7回固定化回避検討会が国により開催されました。

- 1、開催日時でございます。令和7年12月23日水曜日、午後1時30分から開催となっております。

ます。

2、場所については、記載の国土交通省内会議室でございます。

3、検討会の議題に関してでございますが、添付してございます国が公表している検討会の資料を併せてご覧ください。

資料1では、検討会の運営の事務等について、位置づけや名簿、第6回会議の振り返りが示されております。

資料2から4では、海上ルートの実現についてとし、飛行方式に関する国際動向調査、RNP-AR方式に対応可能な機材の導入状況、航空機衝突事故への対策実施状況が示されております。

資料2の飛行方式に関する国際動向調査では、資料2の1ページに記載の各機関への調査、ヒアリングを実施し、2ページから記載の海外の各空港におけるRNP-AR方式を活用した柔軟な経路設定の事例が記載されております。

5ページでは、航空機メーカーへのヒアリング結果が示されており、連携し検討していくことは可能との見解を得ているとのこととです。

資料3では、RNP-AR方式に対応可能な機材の導入状況について、機数ベースの対応率が示されており、国内・国外ともに70%以上の機材が対応済みであり、未対応機材の内訳においても、システムや許可を取得することで、多くの航空機材が対応済みになることが示されております。

資料5および6では、航空機のさらなる騒音負担軽減策について示されており、資料5では、国際動向調査として、海外の空港での着陸料における騒音料金の動向が示されております。

資料6では、JAXA（宇宙航空研究開発機構）による騒音負担軽減に関する取組が示されております。

最後の資料7では、今後の方向性として案が示されております。

資料7をご覧ください。

1、海上ルートの実現については、地域固有の気象条件を活用した曲線半径小回り化等の海上ルートの実現に資する研究について、国内外の研究機関との連携を推進するなど、海上ルートの実現可能性を追求するとしております。

また、将来的な海上ルートの実現の際のRNP-AR方式の導入に向けて、課題解決に向けた取組推進、羽田空港航空機衝突事故対策検討委員会にて提言された対策を着実に進めることが述べられております。

2、騒音負担軽減につきましては、低騒音機材の導入促進や、開発が進められている騒音低減装置の実装に向けた取組推進などが述べられているとともに、丁寧な情報提供の充実化について記載がされておるところでございます。

簡単ではございますが、以上が第7回固定化回避検討会の内容となります。

資料は冒頭の頭紙にお戻りいただきまして、頭紙および最後に添付してございます区から発出した要望書をご参照ください。

区は、検討会開催を受け、国土交通大臣宛ての要望書を検討会当日に提出いたしました。要望書前段では、これまで区が行ってきた区民アンケートや大臣面会での要望事項を述べており、第2段落からは、今回の検討を踏まえての内容となっております。

まず、第7回固定化回避検討会が開催されましたが、依然として区民負担軽減につながる具体的な方策が示されなかったことについて、第6回検討会の後に申し入れた際の「看過できない」との言葉を用

いて、引き続き「看過することはできない」と述べております。

一方で、海上ルートの実現に向けた今後の方向性が示されたことを受け、市街地上空を通過しない海上ルートの実現に向けた検討を加速化し、区民負担軽減につながる具体的な方策の提示と、その実施が早期に行われるよう要望いたしましたところでございます。

○新妻委員長

説明が終わりました。

これより質疑を行います。

ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

○安藤委員

まず、請願ですけれども、この都心ルートは、経済効果のため、区民の生活環境破壊、犠牲の上に行われていると。しかし、従来ルートでも、今、1時間当たり90回の離発着が実際に行われているという実績も確認されているのです。そういうことがある中で、僅かばかりの増便なのです。このために区民生活を犠牲にするような航空政策については、この請願にあるように国に再検討を、私は、求めるべきだと思うのです。この交渉を求められているのは区議会なのです。ですから、やはり本請願審査を契機に、この建設委員会から提案して、議会としてそうした内容の決議を上げるということも含めて、私は必要なのではないかと思うのです。それが新ルートに苦しむ区民を救うことにつながると思うのです。私はそういうふうに思っているということで、ほかの委員の皆さんのご意見、区議会として、私はそういう意思表示をすべきだと思うのですが、ご意見があれば、ぜひあとで聞かせていただきたいと、最初に述べたいと思います。

それと、今の課長の説明についても幾つか伺いたいのですけれども、今回の資料の最後に、要請文が示されております。「市街地上空を通過しない海上ルート」という言葉が使われて要請しているのですが、これは初めてなのではないかと思うのです。この言葉は初めてでよろしかったかの確認と、それとあと、「市街地上空を通過しないルート」とは、つまり、何を求めたのかを改めて伺いたいと思います。

○高梨都市計画課長

要望の内容についてお答えいたします。

まず、「市街地上空を通過しない海上ルート」という文言を要望文等で示したことは初めてになりますけれども、この間、区は、大臣面会等でも海上ルートの実現に向けた方策を信じてまいりたいというような要望は行ってまいりました。いずれにしても、品川区民の負担にならないような海上ルート、品川区の上空を飛ばないようなルートを求めてきた態度については、今までと同じ態度で変わりはないところでございます。

市街地上空を飛ばないルートとは、今の答弁の中にも含まれておりましたけれども、我々は、国が今いろいろと固定化回避検討会の中で検討を進めているところでありまして、品川区民の負担が軽減されるような、品川区の上空を飛ばない、市街地の上空を飛ばない海上ルートを、今までも、これからも、しっかりと求めてまいりたいと考えてございます。

○安藤委員

そうですか、分かりました。

もう少しこの要請文について伺うのですが、第7回を受けて、海上ルートの実現に向けた今後の方向性が示されたというふうに、そういうふうに認識を示しているのです。その上で、その検討を加速しと要望しているのですけれども、国のどういう点を区は評価したのか、改めて伺いたいと思います。よろ

しくをお願いします。

○高梨都市計画課長

私から先ほど説明させていただいた国が公表した資料の資料7、今後の方向性についてといったようなペーパーの中で、海上ルートの実現について、海上ルートの実現可能性を追求するというようなことが記載されてございます。これは、区がこれまで求めてきた内容でございまして、まだ具体的な方策が示されてはいない状況下ではございますけれども、しっかりと国がこの資料中で示した海上ルートの実現可能性を追求について、早く加速化していただきたい。早く示してもらいたいという意味で、要望文には記載をさせていただいたところでございます。

○安藤委員

そういうふう言葉では書いているのですよね。ただ、いずれにしても、膨大な時間がかかるのは間違いないと思いますし、その間は住民は被害にさらされ続けることになると思うのですけれども、その間に落下物や墜落等の事故が起きてからでは遅いと思うのです。国に時期を切った検討を求めべきなのではないかと思うのですけれども、いかがでしょうかというのが1つ。併せて、今の滑走路の使い方を前提にしているの、元の海上ルートに戻すことはしないということは言っています。それは変えないと国も言っているのです。これは1月9日に共産党の山添参議院議員が行った国土交通省レクの中でもはっきり言っているのです。元の海上ルートに戻すというのは、増便ができないということと、千葉との約束があってできませんというふうに言っているのです。では、今の滑走路の使い方を前提にした上で、RNP-AR技術を組み合わせたとして、私は、品川を含めた市街地を飛ばないルートは、正直なところ、にわかに実現できるとは思えないのですけれども、区の認識はいかがでしょうか。これ、実現できるのでしょうか、伺いたいと思います。

○高梨都市計画課長

今回、第6回から約1年が経過し、海外事例等でRNP-AR方式の適用事例等が示されたところがございます。

国の資料としては、実現の可能性をこれから追求していくというような形で結ばれているところで、一定の時間はかかるのかなといったところがあります。しっかりと飛行方式が見えてきた段階であれば、いつまでに実現をしてもらいたいということで具体的な実施の時期を申し述べることは可能かと思えますけれども、まだこの段階では、具体的な時期を切った要望は難しいのではないかと区としては考えてございます。

滑走路の使い方等々の後段のご質問でございますけれども、区といたしましては、実際の滑走路を使うのか、どのルートで着陸するのかというようなところは、国でしっかりと検討していただくことであって、区から、この滑走路を使ってくださいといったようなルートを縛ることは考えてございません。

いずれにしても、国は、現在の都心飛行経路の着陸ルートを前提として海上ルートの実現可能性を追求すると言っておりますので、区といたしましては、いずれにしても、品川区上空を飛ばない、区民負担の軽減に資するようなルートを早く示していただきたいといったところを国に求める、そういった立場でございます。

○安藤委員

区が品川区を含む市街地を飛ばない海上ルートを求めたということは、それは非常に重要なことだと思っております。そこはそうなのですが、やはり私としては、もう一步踏み込んで要望しないと、とも思います。結局、今のA・C滑走路を北側から来るルートをどう曲げるかという検討になると思うの

です。しかも、2本並行で同時着陸してくるというルート、そういう大きな枠組みを手をつけずにそのまま曲げる検討をしても、なかなかこれは技術的にも相当難しいのではないかと思います。正直、実現可能なのかなと思うので、そういった意味からも、さらに踏み込んだ要望とか要請が必要なのかなと考えているところなのです。

いずれにしても、相当時間がかかる検討になると思うのです。ですから、その検討の結論が出るまで、住民は被害を我慢してくださいと私は言えないと思うのです。

もともと海から入って海に出ていったわけですから、当面、少なくともこの検討の結論が出るまでは、元の海上ルートに戻すというか、新ルートは凍結、検討して、確かに市街地を飛ばないルートになったな、それが可能だなとなったら、それが何年後になるか分かりませんが、そうしたら、初めてそのルートを使えばいいと思うのです。今の検討の加速化をしてほしいと品川区が要望していますが、結論が出るまでは、新ルートを凍結するというのを、ぜひ品川区として求めていただきたいのですが、いかがでしょうか。

○高梨都市計画課長

今、委員からご提案がありました方法につきまして、案としてはあるのかなと思ってございます。区といたしましては、まず第6回、一昨年 of 年末に開催されました検討会で、RNP—AR方式の安全性が確認された。しかしながら、その方式を提供したとしても、新たな市街地上空を飛ぶルートであるというところが第6回で示されている。約1年たって、第7回では、海上ルートの実現を目標に、様々、海外事例等々の研究が、事例等を国のほうで検討が進められているといったようなことで、前進といえますか、国の検討の進捗はしっかりあるのかなと感じているところでございます。

区といたしましては、今、国がしっかりと海上ルート実現可能性を追求すると今後の方向性を言っていますので、国が求めて追求する海上ルートの実現を一刻も早く検討を加速化していただいて、一日も早く海上ルートの実現を求めていくという立場でございます。

○安藤委員

分かりました。

当初、森澤区長は、アンケートの実施や、固定化回避検討会を待つという態度だったわけです。それがこの間、今日も出されていますが、様々な請願、陳情運動なども含めた住民の声も届いて、品川区としても、要望を重ねてきたなと思ってはいるのです。そういうことなので、ぜひ先ほどの提案についても今必要な要望ではないかと思うので、ぜひ検討していただきたいと思います。

区が、いろいろな条件の中で、様々な国に要望している中で、私が冒頭述べたように、区議会も問われていると思うのです。私は、少なくとも、品川区が求めたような海上ルート、市街地を飛ばない海上ルートは、議会としても要望すべきだと思う。まだ要望しているわけではございませんから。そして、今日出されたルート撤回を国と交渉してほしいというような請願もありますので、ぜひ区議会として、国の航空政策再検討も含めた要望を行うべきだと思うのですけれども、最後に、ほかの委員の皆さんのご意見なども聞かせていただければ、議会として活発な議論になるのかなと思いますので、よろしくお願いたします。

○新妻委員長

ほかにいかがでしょうか。

○中塚委員

都心低空飛行ルート撤回に関する請願ということで、その要旨に、品川区議会が羽田増便による都心

低空飛行ルート撤回を国と交渉し実現することを求めますとあります。

先に述べますと、私はこの請願に賛成です。ぜひ各委員の意見も伺いたいと思います。

この間の建設委員会を見ておりますと、継続、継続、継続ということで、4年に1回の選挙で審議未了になるという流れが起きております。これまで6年間にわたって区民が羽田新ルートによって苦しめられているわけですから、ぜひそれを受け止めていただいて、まずは各委員の意見も表明していただきたいなと私も求めておきたいと思います。

それでは、課長から説明があつて、今のやり取りも伺いましたけれども、森澤区長の要望書について質疑をさせていただきたいと思います。

まず、安藤委員の質疑の中で、山添参議院議員と国土交通省のレクで、国土交通省としては、元に戻す考えはないと、できないという説明があつたということです。品川区は、そのような説明を受けているのか、そのような認識なのか。つまり、品川区としては、もともとの羽田新ルートが始まる前の従来のルートに戻すことはできないと国土交通省から聞いて、認識しているのか、区の見解が分からなかったもので、そこを伺いたいと思います。

なぜならば、先ほどもやり取りの中で海上ルートをめぐって、海上ルートとは何を指しているのかというやり取りがありましたけれども、私も非常にそこが疑問なので確認させていただきたいのです。区長の要望書の最後のほうにある「市街地上空を通過しない海上ルートの実現に向けた検討を加速」と、ここで言う区長が求める海上ルートとは、従来ルートを含めるのか、ここを質問したいと思います。

もう1つ、固定化回避検討会の今後の方向性についてということで、海上ルートの実現可能性を追求すると方向性が示されておりますけれども、この「海上ルートの実現可能性を追求する」の海上ルートというのは、同じく従来ルートも含めているのか。冒頭の質問と重なる部分はありますけれども、それぞれご説明いただきたいと思います。

○高梨都市計画課長

まず最初の質問でございます。これまで国から現在の滑走路の使い方を前提として、いわゆる羽田新飛行経路を継続することを前提として固定化回避検討会の中で海上ルートを検討していくというようなことでお話を聞いてございます。この資料の中での海上ルート、3番目の質問にも関係してまいりますけれども、そこで言う海上ルートに従来ルートは含んでいないものであるというような認識をしているところでございます。

区が要望文の中でお示しさせていただきました「市街地上空を通過しない海上ルートの実現に向けた検討を加速化し」という中での海上ルートでございますけれども、こちらについては、今、国が鋭意検討しているところでございますので、その実現可能性の追求の早期の実現は、しっかりと区としては要望していきたいところでございますけれども、具体的に、それを従来ルートに戻すものなのか、それとも今の滑走路の使い方を前提としたやり方なのか、はたまた、これは誰も言っていませんけれども、新しい経路設定があるのかといったところは、区に知見はございませんので、しっかりとそこは国のほうで検討していただいて、いずれの方策においても、品川区の上空を飛ばない、市街地上空を飛ばない海上ルートの実現をしっかりと区としては要望してまいりたいと考えているところでございます。

○中塚委員

もう1回伺います。はっきりするところとしなないところがありました。この間、海上ルートをめぐって何をどう示しているのか、含みがあるのか、どうもはっきりしないところがあるので、もう一度伺いますけれども、まずはっきりしたのは、国は、いわゆる現状、A・C滑走路が前提で、今の、いわゆる

羽田新ルートを継続することが前提だと、つまり、従来ルートは含まれていないという説明でよかったのかの確認をさせてください。

一方、区が国土交通大臣に求めている海上ルートは、元に戻すものとは、従来ルートを含めるのかと聞くと、そうだとは言わないけれども、いずれも飛ばないルートを求めていくと、この辺がよく分からないのです。ある意味、区民からすれば、品川の上を飛んでくれるなどということですよ。順番や理屈はいろいろありますが、複雑であろうがシンプルであろうが、上空を飛ぶことは危ない、うるさい、危険だというのが区民の声です。それに応えるものであれば私は歓迎したいと思うのだけれども、今の説明だと、区の言う、森澤区長の言う海上ルートとは、従来ルートを含むのかというと、含むとは言わないけれども、いずれにしても飛ばないルートがいい、ここがよく分からない部分なので、もう一度伺いたいと思います。

質問を続けますけれども、いずれにしても、森澤区長が国土交通大臣にこうして要望書を上げているわけです。これは、いずれにしても、いわゆる海上ルートの検討を、森澤区長としては、固定化回避検討会に検討を求めているということでのいいのかどうかを伺いたいと思います。

いずれにしても、大臣は固定化回避検討会の検討を委ねているわけですがけれども、この検討会で検討することで、区としてはよいと思っているのか、期待しているのか、私は以前から、この検討会はずさんくさいなどと思っているというのが正直なところなのですが、森澤区長としては、この固定化回避検討会に求めるものなのか、そこをどう考えているのか併せて伺いたいと思います。

○高梨都市計画課長

まず最初の確認の部分でございますけれども、国は、現在の滑走路の使い方を前提として固定化回避検討会の中で検討しているところがございますので、区としては、国の検討の中では、海上ルートの中に従来ルートは含まれていないと考えているところがございます。

2番目の部分でございます。区が求める海上ルートについて、従来ルートが含まれているのかといったところがございますけれども、まず、区が従来ルートに戻してください、具体的なルートを指定して、このルートにしてくださいといったようなところで求めている内容ではございません。いずれにしても、品川区の上空を飛ばずに海から入って来ていただく海上ルートを実現していただいて、品川区に負担がないような飛行ルートを求めているという意味で、従来ルートが含まれているか含まれていないかといった部分については、先ほどの答弁をさせていただいたところがございます。

次に、最後の質問でございます。検討会に対して求めているのかといったところがございますけれども、要望文が品川区長から国土交通大臣宛てとなつてございます。こちらについては、固定化回避検討会は、学識経験者が座長としてやっているところがございますけれども、国土交通省が事務局として取りまとめ等を行っているところがございますので、品川区として、国土交通省に対して、固定化回避検討会の中で今後の方向性を検討すると言っていますので、その検討をしっかりとやっていただきたいということを要望する、そのような文書でございます。

○中塚委員

だんだん分かってきた。つまり、品川区としては、戻してくださいとは言わないけれども、いずれにしても、飛ばないルートを、区民に負担をかけないようなルートを求めているということです。

私も、市街地上空を通過しない海上ルートと、先ほどの説明でも初めて言及されることですが、でも、それは結局、従来どおりではないのかと思います。それはそれとして、いずれにしても、市街地を飛ばないルートを求めることは必要だと思います。

ただ、国は従来ルートに戻す考えがないと、先ほどから区も説明をしているわけです。ここは国に対して、従来ルートに戻してほしいと、市街地上空を通過しない従来ルートに戻してほしいと、ここを要望することが、今の時点では、ますます重要になってくると思うのです。ルートについては、区は知見がないとおっしゃいますけれども、この間の固定化回避検討会の議論の積み重ねの中で、やはり国としては従来ルートに戻す考えがないわけだから、市街地上空を通過しない従来ルートに戻すべきだと区から国に要望すべきだと思うのですが、この点、いかがでしょうか。

もう1点、固定化回避検討会での検討が今後も進んでいくということで、これでよいのかということなのですけれども、私は、計画が発表されて固定化回避検討会が立ち上がった当初から、この検討会での結論は玉虫色だと思っているのです。実際、6年間も飛び続けていて、区民に負担がかかっている、危険もかかっている。結局、国の方向性も海上ルートの実現可能性も追求するという言い方で、追求した結果、この理屈だと、見つかりましたという理屈も残っているのかもしれないけれども、やはりできませんでしたということも残っているわけですね、理屈上は。結局、時間稼ぎなのではないかと思うのです。なぜならば、やはりA・C滑走路、従来ルートで増便が大前提ですから、やはりこうした検討会に期待を寄せるというのではなく、ここは大臣に対して、さっきの質問と同じですけれども、市街地上空を通過しない従来ルートに戻すよう、ここをきっぱりと示していくことが、今、必要な局面ではないかと思うのですけれども、改めていかがでしょうか。

○高梨都市計画課長

2つご質問いただきましたけれども、まとめて答弁をさせていただきます。国は、先ほどからも答弁させていただいていますが、今の滑走路の使い方を前提として、海上ルートの実現可能性を追求するというのを今回の固定化回避検討会で、示しているところでございます。

国がいろいろ検討していく内容について、否定的にそれはできないだろうというような形で捉えていくのではなくて、区といたしましては、国が責任を持って公式の資料として示している、この実現可能性を追求するといったところをしっかりと捉えて、そこは国として、やはりやると言ったのであれば、しっかりとやっていただきたい。区としては、固定化回避検討会での検討結果をしっかりと早く示していただきたいといったところで要望してまいりたいと考えているところでございます。

○中塚委員

では、一言。国の検討を否定的に捉えるのではなくというお話がありましたけれども、これは従来から述べておりますけれども、事実の問題として、A・C滑走路が前提だと。この上で増便をするには、従来のように、旋回して着陸するのではなくて、直線距離を長くとる必要があるという議論から始まって羽田新ルート、つまり、品川上空を飛ぶルートが始まったわけです。ここに来て海上ルートの実現性を追求すると国は述べているわけだけれども、むしろ、にわかに国の姿勢が変わったなというふうには私は思いません。やはり時間稼ぎでしかないのかなと疑ってしまうのが正直なところです。

実現の可能性を追求するというので、確かに追求するのだったら追求してくれと思いますけれども、一方で、6年間の区民の苦しみも国としては正面から受け止めるべきだと、区も引き続き、それを国に伝えていただきたいと要望したいと思います。

最後に、各委員の皆さんに、ぜひまずはお意見を伺いたいと思います。

羽田新ルートについて、区民の関心も強いし、皆さんの耳にも様々な意見がある中で、議会という場で何か意見を言うと、またいろいろ言い返されてしまうのかなとお感じになるかもしれませんが、様々な意見があるからこそ議会で議論すべきだと私は思いますので、ぜひ思うところを、この後、お聞

かせいただければと述べて質疑を終わりたいと思います。

○新妻委員長

ほかにいかがでしょうか。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○新妻委員長

それでは、ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

それでは、令和5年陳情第20号の取扱いについて、ご意見を伺いたいと思います。

これまでの継続になっておりますものを含めて1つずつやってまいりますので、お願いいたします。

資料は、このデータの中に入っておりますので、ご確認ください。

よろしいでしょうか。

それでは、改めまして、令和5年陳情第20号の取扱いについて、ご意見を伺いたいと思います。

継続にする、あるいは結論を出す、どちらかご発言願います。

また、結論を出すのであれば、その結論についてもご発言ください。

それでは、品川区議会自民党・無所属の会からお願いいたします。

○せお副委員長

継続でお願いいたします。

羽田については、私が建設委員になって、初めて私個人の意見述べさせていただくのでまず少し理由をお伝えさせていただきます。私もいろいろな方から、区民の方から、多くの方から、新飛行ルートで困っているというお声をいただいております。お気持ちや状況は把握しているつもりです。私もそこは寄り添いたいと思っているのです。

区議会としては、私が議員になる前の平成31年ですか、決議も出しておりますし、議会としても、そういった同じ思いがあるところをまず前提としていただきたいというところでは。

そういったところで、先ほど、中塚委員からこの間継続にしているという話もありましたけれども、やはり国が検討したり、決定をしたりするものであるということと、あと、最近ですと、区も、先ほどご説明がありましたけれども、区から何回か要望書を出していて、そういったことも影響しているであろうけれども、固定化回避検討会の検討も加速化している、そういった状況もありますので、それは見守っていきたいと考えております。

ですので、不採択とかではなく、気持ちは区民に寄り添いながらも、私たちが区議会のできることでしては、国の検討を見守るというか、状況を把握しながら、その都度考えていきたいと考えておりますので、継続でお願いいたします。

○松永委員

我が会派としては、継続でお願いいたします。

先ほど説明にもありましたとおり、品川区といたしましても、区民負担の軽減のルートを求めている要望書を出されている段階であり、また、第7回の固定化回避検討会でも議論を活発に進めていただきたいという思いから、今回のこちらの陳情に対しては、継続でお願いしたいと思います。

○ゆきた委員

継続でお願いします。

固定化回避検討会で議論が継続中とのことで、新たな検討会についても設定され、一定の進捗が示さ

れたこともあります。あくまで固定化を回避する前提での検討会という認識でありますし、また、引き続き検討状況を見ていきたいというところもあるので、継続をお願いします。

○安藤委員

本日結論を出すで、採択をすべきだと思います。先ほどほかの委員から継続という意見もありましたけれども、結局そのまま来年の4月には改選ということになりますので、審議未了になってしまうのです。つまり、住民の、区民の願いは採択されないということにつながるということなので、私は、議会として意思を示すべきだと思います。区は区でそれなりに頑張っている。それなりにというと、すみません、その立場に立たれた中で、徐々に意思表示を強めているわけです。また、議会での決議があったと言いますが、それはもう大分前の話ですよ。その後、様々時点も進展していて、6年もたっている。なおかつ、品川区も発言を強めているという中ですから、私は、新たな決議が必要だと思います。即刻中止を求める陳情とありますけれども、私は、住民の苦境を取り除くためには、このルートは即刻中止をすべきだと思います。実際に今、3時から7時以外は普通に飛んでいるわけです。すぐでもこれは中止できることです。まず品川区議会の意思を示さなくてどうするのかと私は思いますので、採択を主張したいと思います。

○中塚委員

今日結論を出すということと、採択をお願いいたします。

他の委員が継続とした理由について一言申し上げます。

国の検討を決定するものだからとありましたが、私は、なぜそれが継続の理由になるのかなと思います。国の決定したことで区民が困っているのだからこそ、結論を出して採択すべきだと思います。

あと、区が要望を出しているからということですが、森澤区長としては、「海上ルート」という言葉を使っているわけですから、区議会としても新たに「海上ルート」という言葉をしっかり使った決議なり要望なりをすべきであって、審査を継続とする理由ではないと思います。

最後に、検討会で議論が起きているから継続という意見がありましたけれども、この検討会は、そもそもA・C滑走路が前提だということ。また、いつまでに結論を出すという時期すら明示されていない検討なのです。なので、ここに期待をすることができないと思いますので、改めて採択すべきだと思います。

○新妻委員長

本日のところは、継続にするというご意見と、結論を出すというご意見に分かれましたので、まず、この件を挙手により採決いたします。

それでは、本陳情を継続とすることに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者挙手]

○新妻委員長

ありがとうございます。

賛成者多数につき、継続と決定いたしました。

それでは、本件は継続といたします。

続いて、令和5年陳情第29号の取扱いについて、ご意見を伺いたいと思います。

継続にする、あるいは結論を出す、どちらかご発言願います。

また、結論を出すのであれば、その結論についてもご発言ください。

それでは、品川区議会自民党・無所属の会からお願いいたします。

○せお副委員長

継続でお願いいたします。

私が先ほど言ったのは、国が検討途中だからです。ごめんなさい、私の言葉が足らずで、検討途中ですので、それを見守っていくという意味で継続とさせていただきます。

理由は、先ほどと同じです。

○松永委員

継続でお願いします。

理由は、先ほどと同じです。

○ゆきた委員

先ほどと同じ理由で、継続でお願いします。

○安藤委員

本日結論を出すで、採択なのですが、陳情にありますように、従来の海上ルートに戻すこと、首都圏一極集中を避けるべきと国に求めるべきだと思いますので、賛成です。

○中塚委員

結論を出すということと、採択でお願いいたします。

先ほど、検討途中なので見守りたいという思いが示されましたけれども、森澤区長であっても、検討途中の固定化回避検討会に対して、アンケートの結果を背景に区としての要望を出しているわけです。区議会としても、むしろ結論が出る前の検討途中だからこそ声を上げるべきだと私は思いました。決議が出たのは、実際に飛ぶ前です。飛んでから区民が実感していることについて、アンケートにも寄せられていることは皆さんもご存じだと思いますので、そういう意味では、飛んでからのこのフェーズの中で、区議会の態度表明を行うことが今こそ必要だということも述べておきたいと思います。

○新妻委員長

本日のところは、継続にするというご意見と、結論を出すというご意見に分かれましたので、まず、この件を挙手により採決いたします。

それでは、本陳情を継続とすることに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者挙手]

○新妻委員長

ありがとうございます。

賛成者多数につき、継続と決定いたしました。

それでは、本件は継続といたします。

続いて、令和5年陳情第34号の取扱いについて、ご意見を伺いたしたいと思います。

継続にする、あるいは結論を出す、どちらかご発言願います。

また、結論を出すのであれば、その結論についてもご発言ください。

それでは、品川区議会自民党・無所属の会からお願いいたします。

○せお副委員長

継続でお願いいたします。

理由は、先ほどと同じです。

○松永委員

継続でお願いします。

○ゆきた委員

継続をお願いします。

先ほど同じ理由です。

○安藤委員

本日結論を出すで、採択です。

これ、結構タイトルが複雑なのですけれども、本陳情が提出された時点では、森澤区長も固定化回避検討を見守る立場にとどまっていたのですが、今、この34号の陳情をはじめとする区民の世論と運動を受けて、本陳情の最後にあるのですけれども、都心ルート撤回に匹敵するような市街地上空を通過しない海上ルートを要請するに至ったと私たちは考えております。なので、情勢は陳情の趣旨にそぐって動いているなと思いますので、採択ということでお願いします。

○中塚委員

結論を出すということと、採択でお願いいたします。

当時の森澤区長は、固定化回避を国に要請ということと、直近の要請では、市街地上空を通過しない海上ルートというところで、どう違うのかは質疑をしてみないと分からない部分もあるので、そこはそこで述べておきたいと思います。

○新妻委員長

本日のところは、継続にするというご意見と、結論を出すというご意見に分かれましたので、まず、この件を挙手により採決いたします。

それでは、本陳情を継続とすることに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者挙手]

○新妻委員長

ありがとうございます。

賛成者多数につき、継続と決定いたしました。

それでは、本件は継続といたします。

続いて、令和5年陳情第43号の取扱いについて、ご意見をお伺いしたいと思います。

継続にする、あるいは結論を出す、どちらかご発言願います。

また、結論を出すのであれば、その結論についてもご発言ください。

それでは、品川区議会自民党・無所属の会からお願いいたします。

○せお副委員長

継続でお願いいたします。

○松永委員

継続でお願いいたします。

○ゆきた委員

継続をお願いします。

○安藤委員

これは本日結論を出すで、採択なのですが、タイトルが固定化回避検討状況を区民に説明するよう求める陳情ということですが、新ルート実施以来、固定化回避検討の内容も含めて、一度も区民への説明会が行われていません。飛ぶ前は13か所に分かれて区内で説明会をやりました。これは説明してほしいという内容なので、なぜ継続にするのかということが分からない。説明することすら議会としては求め

ないのかということになってくると思うのです。私は、これは、当然、採択すべきなのではないかと思
います。

○中塚委員

結論を出すということと、採択でお願いいたします。

今、説明がありましたけれども、この陳情は、検討会での検討内容を教室型説明会を開いて説明して
ほしいという内容です。継続とした理由が、検討中だとか、検討会で議論が起きているからという理由
でしたが、なぜその理由が説明会の開催すら拒む理由になるのか。各会派はこうした区民の声にしっかり
向き合っていたいただきたいと述べておきたいと思います。

○新妻委員長

本日のところは、継続にするというご意見と、結論を出すというご意見に分かれましたので、まず、
この件を挙手により採決いたします。

それでは、本陳情を継続とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

○新妻委員長

ありがとうございます。

賛成者多数につき、継続と決定いたしました。

それでは、本件は継続といたします。

続いて、令和6年請願第14号の取扱いについて、ご意見を伺いたいと思います。

継続にする、あるいは結論を出す、どちらかご発言願います。

また、結論を出すのであれば、その結論についてもご発言ください。

それでは、品川区議会自民党・無所属の会からお願いいたします。

○せお副委員長

継続でお願いいたします。

○松永委員

継続でお願いいたします。

○ゆきた委員

継続でお願いします。

○安藤委員

本日結論を出すで、採択なのですが、理由は43号と同じです。

○中塚委員

結論を出すということと、採択でお願いいたします。

これも住民説明会の開催を求める請願なのです。なぜ説明会の開催を求める請願に対して継続とする
のか、その理由が示されていないと思います。考えが異なることは、私はいけないことだと思っていま
せん。ただ、理由を示して議論を深めるということが議会の役割だと私は思いますので、ぜひ幹部の方
のお考えもご意見を伺いたいと求めておきたいと思います。

○新妻委員長

本日のところは、継続にするというご意見と、結論を出すというご意見に分かれましたので、まず、
この件を挙手により採決いたします。

それでは、本請願を継続とすることに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者挙手]

○新妻委員長

ありがとうございます。

賛成者多数につき、継続と決定いたしました。

それでは、本件は継続といたします。

続いて、令和7年請願第2号の取扱いについて、ご意見を伺いたいと思います。

継続にする、あるいは結論を出す、どちらかご発言願います。

また、結論を出すのであれば、その結論についてもご発言ください。

それでは、品川区議会自民党・無所属の会からお願いいたします。

○せお副委員長

継続でお願いいたします。

○松永委員

継続でお願いいたします。

○ゆきた委員

継続をお願いします。

○安藤委員

本日結論出すで、採択で、理由は、令和5年陳情第43号と令和6年請願第14号と同じです。

○中塚委員

結論を出すということと、採択でお願いいたします。

この請願も住民説明会の開催を求めるものなのです。先ほど、理由が示されていないと継続を主張した方に述べましたが、今回も、住民説明会の開催を求める請願を継続とする理由が示されておりません。ここまで来ると、なぜ説明会の開催をかたくなに拒むのかと私は思わざるを得ない。少なくとも検討しているものであれば、中身を説明するということは当然の国土交通省の説明責任だと思し、区民がそれを求めるのは当然だし、議会もそれを採択してこそ議会の役割を発揮されると私は思うと述べておきたいと思います。

○新妻委員長

本日のところは、継続にするというご意見と、結論を出すというご意見に分かれましたので、まず、この件を挙手により採決いたします。

それでは、本請願を継続とすることに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者挙手]

○新妻委員長

ありがとうございます。

賛成者多数につき、継続と決定いたしました。

それでは、本件は継続といたします。

続いて、令和7年請願第2号の取扱いについて、ご意見を伺いたいと思います。

継続にする、あるいは結論を出す、どちらかご発言願います。

また、結論を出すのであれば、その結論についてもご発言ください。

それでは、品川区議会自民党・無所属の会からお願いいたします。

○せお副委員長

継続でお願いいたします。

○松永委員

継続でお願いします。

○ゆきた委員

継続でお願いします。

○安藤委員

本日結論を出すで、採択なのですけれども、区議会として、やはり僅かばかりの増便のために区民生活を多大に犠牲にするような航空政策です。これは国に再検討を求めるべきだと思いますし、それが新ルートに現在でも苦しむ区民を救うことにつながると思います。

○中塚委員

結論を出すということと、採択でお願いいたします。

こちらの請願は、今日、議論、審議したものですけれども、品川区議会として計画撤回を国と交渉してほしいという請願です。継続と主張された方は、一切の理由が示されませんでした。違う、冒頭述べていた部分もありますね、失礼いたしました。いずれにしても、結論を出すべきだと思うし、採択すべきだと思います。

○新妻委員長

本日のところは、継続にするというご意見と、結論を出すというご意見に分かれましたので、まず、この件を挙手により採決いたします。

それでは、本請願を継続とすることに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者挙手]

○新妻委員長

ありがとうございます。

賛成者多数につき、継続と決定いたしました。

それでは、本件は継続といたします。

羽田関連の請願・陳情につきましては、以上で終わりたいと思います。

(8) 令和7年陳情第58号 国交省通達において公金投入の絞り込みが行われた意義を尊重し、品川浦南地区再開発は白紙に戻し、再開発を望まない地権者宅はその範囲から直ちに外すことを求める陳情

○新妻委員長

次に、(8)令和7年陳情第58号、国交省通達において公金投入の絞り込みが行われた意義を尊重し、品川浦南地区再開発は白紙に戻し、再開発を望まない地権者宅はその範囲から直ちに外すことを求める陳情を議題に供します。

それでは、本陳情は初めての審査でありますので、書記に朗読してもらいます。

[書記朗読]

○新妻委員長

朗読が終わりました。

それでは、本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○大石まちづくり立体化担当課長

私からは、令和7年陳情第58号について、ご説明いたします。

資料をご覧ください。

初めに、1、これまでの経緯でございます。

平成22年10月に、地域主体で「品川駅南地域の未来を創る推進協議会」が設立され、以降、まちづくりの検討が行われてきております。

区は、平成26年6月に、地域の将来像やその実現に向けた整備の方向性について、まちづくりに関わる多様な関係者の共通指針として、「品川駅南地域まちづくりビジョン」を策定しております。

平成28年12月、平成29年8月には、品川浦周辺地区の西、北、南街区で、また、令和4年12月には、北品川三丁目北地区におきまして、再開発の協議会が設立されているところでございます。

その後、令和5年10月に品川浦周辺3地区、同年12月には北品川三丁目北地区で、それぞれ再開発の準備組合が設立され、継続してまちづくり検討が進められてきております。

区では、地域主体によるまちづくりの検討状況を踏まえまして、令和6年度から準備組合が設立されております4地区を対象に、まちづくりの指針となるガイドラインの策定作業を現在実施しております。

次に、2、まちづくりに関する意見交換会についてでございます。

昨年12月に開催した意見交換会は、地域の皆様からいただきましたまちづくりに関するご意見を、現在、策定作業を行っておりますガイドラインに反映させることを目的に開催いたしましたところでございます。

内容といたしましては、区からまちづくりの経緯等の説明を行った後、ワークショップ形式により地域の皆様同士で意見交換を行ってもらい、最後に、各グループから発表を行っていただいたところでございます。

意見交換会は、平日夜間に3回行い、各回の参加人数は記載のとおりとなっております。

主な意見といたしましては、水辺に降りられるアクセスの改善が必要、現在の街並みを保ちながら防災性を高める工夫が必要、現状のままでよいなど、地域の皆様が考えるまちづくりに対する意見を頂戴したところでございます。今後は、内容を取りまとめた上で、地区内に「まちづくりニュース」として配布を予定してございます。

区といたしましては、まちづくりの主体であります地域住民が、まちの将来像や課題を共有し、どのような方法で解決すべきかについてしっかりと話し合いを積み重ねていくことが重要と考えてございます。

また、地域住民からの意見につきましては、引き続き、区としてもしっかりと耳を傾け、真摯に受け止めてまいります。

○新妻委員長

説明が終わりました。

ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

○安藤委員

まず、陳情に国交省通達という言葉が出てくるのですけれども、それについて、内容について改めて教えていただきたいと思えます。

そして、品川浦周辺地区再開発に関する陳情ということで、改めて、地権者数といいますか、周辺の北地区、西地区、南地区、あと、北品川三丁目北地区、それぞれの土地所有者、借地権者、区分所有者数、もしくはマンション棟数辺り、こちらを伺いたいと思えます。

○大石まちづくり立体化担当課長

令和7年3月末に改定されました国交省の通達の内容でございます。

国は、近年の資材価格の高騰や労務費の上昇による工事費高騰などの影響により、全国的に事業費が大幅に増加していることなどから、支援の対象を必要性、緊急性の高い事業に交付対象を限定するとともに、事業マネジメントを徹底することによりまして、事業の持続性、自立性の向上を図ると示しているところでございます。区といたしましては、こうした要綱改正の趣旨を踏まえながら、まちづくりに際してしっかりと助言等を行っていきたいと考えているところでございます。

2点目の地権者数等でございますが、まず、品川浦周辺の北地区でございますが、こちらは令和7年12月末時点で土地所有者数は61名でございます。借地権者といたしましては8名、合計で69名でございます。マンションの区分所有者数は把握はしていませんのだけれども、区分所有のマンションといたしましては7棟ございます。

次に、南地区でございますが、土地所有者数といたしましては39名、借地権者数が55名、権利者数といたしましては合計で94名、区分所有のマンションといたしましては2棟ございます。

西地区につきましては、土地所有者が52名、借地権者数が6名、権利者数といたしましては58名、区分所有のマンションといたしましては6棟ございます。

最後、三丁目北地区でございますが、土地所有者数は17名、借地権者数が1名、権利者数としては合計18名、区分所有のマンションといたしましては3棟あると確認しているところでございます。

○安藤委員

かなりの人数がお住まいの地域です。かつて私たちも質問したように、13の開発関連企業がここに終結しているということで、すさまじいところなのです。要綱改正のところでは、引き続き補助金対象になるわけですが、それ以外は補助金対象外ということになるということだと思っております。品川区は、かつて、開発への税金投入を公共事業だからなのだというふうに述べてきたと思っております。今回、国が要綱改正で、この地域の大部分が開発補助交付対象外としたということなのだけれども、そうであるならば、この陳情項目にありますように、区も、国の制度変更を受けて、この再開発計画を一度白紙に戻すべきだと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○大石まちづくり立体化担当課長

再開発計画を白紙に戻すというお話でございますが、現在、区内で進められております再開発事業は、区のまちづくりマスタープランをはじめとした上位計画と整合を図りながら計画的に進められてきているものでございます。

また、まちづくりににつきましては、地域住民の方が主体的に検討してございまして、範囲といたしましても、地域住民の話合いの中で決められているものと認識してございます。

区といたしましては、再開発事業につきましては様々な意見があることは把握しておりますので、引き続き、しっかりと耳を傾けながら受け止めていきたいと考えているところでございます。

○安藤委員

様々な声があるということも把握しているということでした。このマスタープランですが、上位計画が非常に厄介なのです。例えば、陳情の2ページ目なのだけれども、総合実施計画について言及があります。準備組合に入っていない住民に対しては、事前に話もなく、住民に知らせないで総合実施計画に令和9年度都市計画決定と載ってしまうと書いてありますけれども、これ、ほとんどの人は知らないと思っております。総合実施計画において行政が、いつまでに、例えば令和9年度までに都市計画決定を進めることを目標にしているなどということは、これ、当然、憤りもそのとおりだと思っております。これを

読むと、行政が計画を決めて、それを住民に押しつけるのが区のまちづくりなのですかと言われても仕方ないと思うのですけれども、いかがでしょうかということをお伺いしたいと思います。

そして、同じく2ページ目です。これは分からないところを聞くだけなのですけれども、事業協力者からの資金立替えが巨額の累積負債が十数億円か数十億円あるとありますけれども、これ、事務局である開発協力企業が、現在、まちづくり検討、準備組合の活動のために立て替えている活動資金のことだと思うのです。これは再開発計画が決定して本組合が立ち上がった後に、再開発の事業費から、それまで立て替えた分が回収されるという仕組みになっていると思うのですけれども、これはそういうことで間違いがないかということを確認したいのと、また、仮に本組合認可まで進まないで開発が中止になった場合は、その立て替えた資金はどうなるのか伺いたいと思います。

○大石まちづくり立体化担当課長

まず1点目の総合実施計画に記載してございますスケジュールにつきましては、その時点で準備組合の事務局からヒアリングを受けたものを踏まえて記載しているものでありまして、区から準備組合の加入者に対して個別に積極的に発信しているものではございません。

2点目の資金立て替えのお話でございますが、こちらは、委員ご指摘のとおり、事業のものとして本組合に継続されるのが通常の流れとしてあります。こちらは、仮に事業が未実施となった場合、その負担について権利者が負うものではないと区としては認識しているところでございます。

○安藤委員

行政の総合実施計画に載せるわけですよ。何かヒアリングを受けて、ただ載せましたということにとどまらない影響があると思うのです。ですから、私がこれを伺ったのは、行政がまず再開発というまちづくりの計画を決めますよ、こういうテンポでやっていきますよと。それを住民に押しつけている、これが区のまちづくりではないのですかと言われてたらどうするのですかというか、と言われても仕方ないと思うのですけれども、そこら辺についてどう説明するのか。

私には、地域住民が主役のまちづくりとは思えないのですけれども、いかがでしょうかということ。あと2点目の資金については、未実施の場合は住民が負担を負うものではないとありますけれども、では、誰が負担するのかということもお伺いします。

○大石まちづくり立体化担当課長

まちづくりを押しつけているものではないかというご指摘がございましたが、まちづくりにつきましては、住民の皆様が自らあるべき姿につきまして話し合いを重ねながら形づくっていくものと考えているところでございます。総合実施計画につきましても、先ほども申しあげましたとおり、地域主体で構成されております準備組合からのヒアリング内容を踏まえまして、区として位置づけているものでございます。

2点目の未実施の場合の立替金の負担でございますけれども、こちらは事業に参画している事業協力者が負担するものと区としては考えているところでございます。

○安藤委員

総合実施計画の件ですが、準備組合は地域主体でつくられているから載せましたという話でした。行政の実施計画に載ると、それがもう完全に地域住民の声、地域住民の総意と位置づけられてしまうわけですよ。そういった準備組合にももちろん加入していない人もいますし、まちづくりにいろいろな考えを持っている方がいます。今、準備組合に入っている人ですら、情報がないから入らなくてはいけなくて入っているみたいなどころもある。私は、本当にこういうやり方でいいのかなということをお伺い

間に思います。

先に進みます。まちづくりに関する意見交換会が行われましたけれども、改めて目的について伺いたいのです、目的はなんだろうということなんです。

国の要綱改定を受けて、区としても、品川浦周辺の再開発を推進するまちづくりビジョンは白紙にすべきなのではないですかと、昨年、共産党としても議会で質問したのですが、その質問に対して、まずは地域住民と意見交換を行っていくと答弁がありました。その答弁との関係はどういうふうになっているのか伺いたいと思います。お願いします。

○大石まちづくり立体化担当課長

昨年12月中旬に開催させていただきました意見交換会の実施目的でございますけれども、先ほどご説明させていただきましたとおり、地域の皆様からまちづくりに関するご意見をいただきまして、いただいたご意見を、現在、策定作業を行っておりますガイドラインに反映させることでございます。

2点目の答弁との関係性でございます。先日の答弁では、地域の意見をしっかりと聞いていくことが重要だというお話をさせていただきましたが、今回、意見交換会をさせていただいたのもその1つと捉えているところでございます。

ただ一方で、これで終了というわけではございませんので、都度お話を聞くことも考えてございますし、しっかりと地域住民の意見には、個別で問合せがあった際はしっかりと対応していく、そういった考えでこれからも進めていきたいと考えているところでございます。

○安藤委員

分かりました。意見交換会の資料を見せていただいたのですが、まちづくりガイドラインの対象予定範囲が示されていて、これが品川浦周辺の北・西・南地区と北品川三丁目北地区の4つの準備組合の検討範囲と全く同じなのです。しかも、冒頭で説明があったように、再開発を推進するための組織が準備組合、再開発準備組合ですから。それが既に実際に立ち上がっているのに、意見交換会の冒頭の説明では、一切そういう再開発という説明がなかったように聞いているのですが、これ、なぜ隠したのでしょうか、伺いたいと思います。

あと、結論として、出た意見として、現在の街並みを保ちながらという意見ですとか、現状のままでよいという意見ですとか、再開発によって住み続けられなくなる状況になることを懸念など、再開発に反発する意見も多く出されていると思うのですが、区はこうした意見をどう受け止める考えなのでしょう。再開発を前提にして、それを推進するというようなことはやるべきではないと思いますけれども、いかがでしょうか。

○大石まちづくり立体化担当課長

今回開催いたしました意見交換会でございますけれども、冒頭、確かに今回の意見交換会につきましては、準備組合での検討内容とは切り離してお話をさせていただきました。

こちらはなぜかといいますと、準備組合に加入されていない方も多くいらっしゃいましたので、準備組合が考えているものとはまた別に、区で考えている地域の課題や魅力等を地域の皆様に分かっていただく、あくまで区が考えているものをしっかりお示しした上で、地域の皆様がどうお考えになるのか、そういった将来のまちづくりについて皆様同士でお話ししていただくことがすごく重要だと考えていたため、あくまで準備組合での検討内容については、こちらからお話しすることはいたしませんでした。

また、それでも意見として再開発反対だというお話もたくさんいただいたところでございます。こういった意見もしっかりと1つのまちづくりに対する区民の意見ということで、区としても受け止めてご

ざいます。

一方で、例えば、相撲部屋を誘致したいとか、旧東海道にはもっと江戸情緒あふれるような街並みがいいとか、そういった個別の賛成の意見もいただいているところがございます。

一方で、再開発事業にこだわることなく、区としても、まちづくりの意見はしっかりとそこで把握できたのかなと考えているところがございます。

○安藤委員

再開発にこだわることなくということなので、それは本当にそれが貫き通されるのかは非常に危ういですが、既に再開発準備組合が立ち上がっていて、なおかつ、それを実施計画にもう明記しているわけですから、それを前提にして進められるということに対して非常に危惧を持っているわけです。それは絶対あってはならない。今のご答弁からも、それはあってはならないことなのではないかということをお私に改めて言いたいと思います。

あと、最後に先ほどの実施計画に記入される経緯などを見ても、あと、これだけの多くの地権者、権利者の方がいるという地域を見ても、まだまだ地域住民が置き去りにされていると、上位計画や行政計画がそのまま策定されている状況があると思うのです。意見交換会の主な出された意見を見ても、やはり懸念を示す意見が少なくない状況が見てとれると思うのです。

先ほど、これで終わりではないという話もありましたけれども、この陳情にあるように、改めて、品川区として、アンケート形式により当該権利者の全員に意見を伺うということも必要なのではないかと思います。その結果、再開発に賛同しないという方が多ければ、現状計画は当然白紙にすべきだと思いますけれども、どれだけ地域住民のまちづくりの声を把握できているのですかということなのです。把握するためには、もっと踏み込んだ、この陳情にあるような、アンケート調査などもすべきなのではないかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○大石まちづくり立体化担当課長

様々な意見を聞いていくことは、区としても非常に重要だと考えているところがございます。

区といたしましても、先ほども申しましたとおり、昨年12月の意見交換会をもって全ての意見を把握できたとは考えていないところがございます。今後も様々な意見を聴取できるよう、陳情にありますとおり、アンケートも含めて、手法について検討してまいりたいと、このように考えているところがございます。

○安藤委員

アンケートを含めてということですが、ここにも書いていますように、再開発の要望は非常に難しいことが多いです。あちこち全国各地、都内各地、人も物も金もノウハウも投入して、どんどん超高層まちづくりを進めているという百戦錬磨の方なのです、再開発企業というのは。だから、そういった方々が町を席卷していくというようなことにならないように、きちんと地域住民の方の意見を聞いて、再開発によらないまちづくりも、課題の解決も検討していただきたいと思います。

この資料を見ましたけれども、課題があるといいましても、こういうものがあつたらいいので、そこに住んでいる方々の居住権が侵害されていいわけがないのです。課題、課題と言いますが、その課題の重みもあるし、濃淡もあると思います。どちらが大切なのかと。地域住民について、区長も言っていたわけでしょう。陳情者もまちづくりをしたら、そこに住む地域住民の方が自らの暮らしがどうなってしまうのかと分からない。だから筆をとりましたと書いていましたよね。本当にそういった思いが一番大切ではなくてはいけないと思うので、そこら辺、ぜひ汲み取っていただきたいと最後に意見を述

べさせていただきますと思います。

○新妻委員長

ほかにいかがでしょうか。

○中塚委員

品川浦南地区再開発を白紙に戻し、再開発を望まない地権者は、その範囲から外すことという陳情が出されました。

今も質疑がありましたけれども、陳情項目の1番目、品川浦地区の無謀な再開発地区を白紙に戻してほしいという意見に対して、品川区の説明は、この計画はマスタープラン上、上位計画と合っている、地域住民が主体となっている、様々な意見があり受け止めたい。白紙に戻してほしいという区民の陳情に対して全く答えになっていないと思うのです。白紙に戻してほしいと言っているわけだから、白紙に戻しますか、戻さずこのまま進めますか、どちらが森澤区長の立場なのか。正直に述べたほうがいいと思います。

結局は、マスタープラン上、つまり、品川区がつくった上位計画に合っているということと、地域住民が主体と言うけれども、準備組合の話しか聞いていないということ。この準備組合というのは地域住民が選んだ人ではないですからね、ただ、有志の方々が集まっているだけです。そこをあたかも地域を代表した声だと受け止めているところもおかしいと思います。様々な意見がある。反対の声も受け止めたいというのであれば、なぜ白紙に戻せないのか、反対の声を受け止めると言いながら、なぜ進める立場なのか、ここをしっかりと答えていただきたいと思います。

2つ目、陳情の2ページ目の総合実施計画についてですけれども、先ほどの質疑で、準備組合のヒアリングはやっている。なぜ準備組合に参加していない、反対をしている、参加したくない、よく分からない、こうした住民にヒアリングはしないのか。その理由を2つ目に伺いたいと思います。

森澤区長はこうも言いました。まちづくりの主体は、そこに住む地域住民だと。結局、これ、準備組合のことなのです。さらに、様々な声を聞くと言っております。そう言っているのに、結局は聞いていない。私は、これまでの高橋、濱野区長の姿勢と何も変わっていないと思うのです。ここは違うのだと言うのであれば、総合実施計画をつくるに当たって、なぜ準備組合のヒアリングだけなのか、なぜ参加していない、反対している住民の声は聞かなくて総合実施計画をつくったのか、この2点を伺いたいと思います。

○大石まちづくり立体化担当課長

まず1点目の再開発を白紙になぜ戻さないのかというところですが、繰り返しになりますが、まちづくりにつきましては、住民の皆様が自らまちのあるべき姿について話し合いを重ねながら形づくっていくものでございます。検討区域につきましても、あくまで地域での話し合いにより設定されているものでございまして、区として設定したものではありません。

区といたしましては、今後もまちづくりに関する地域住民の様々な方の意見にしっかりと耳を傾けてまいりたいと、このように考えているところでございます。

2点目の総合実施計画に反対している人のヒアリングをしなかったのかというところですが、総合実施計画に記載しているものにつきましては、先ほども申したとおり、地域主体で構成されており、再開発準備組合のほうからの現在のスケジュールについて記載したものでございます。

反対している方の意見でございますけれども、まずは、準備組合の今の検討状況だとかを踏まえまして、今、まちで準備組合が組成されているという状況を踏まえて、まずは準備組合からヒアリングを

行ったものでございます。

一方で、決して反対されている方の意見を聞かないというわけではございませんので、引き続き、区といたしましても、しっかりと耳を傾けてまいりたいと、このように考えているところでございます。

○中塚委員

様々な意見は引き続き聞いていきたいとおっしゃいますけれども、私が先ほど伺ったのは、現にこうやって反対の声が上がっているわけですが、反対の声が上がっているのに、なぜ白紙に戻さないのか、なぜ進める立場なのか、そこを伺いました。お答えください。

結局、まちづくりの主体はそこに住む地域住民ですと言いながら、再開発準備組合、つまりは、再開発計画を進める立場の方の声を受けて進めているのが品川区の立場ではないのですか。もやっとなしながら、結局は都市計画の手続に入って進んでいくのです。私はこういう姿勢はよくないと思うのです。改めて、反対の声を受け止めると言いながら、なぜ白紙に戻さないのか、なぜ進める立場になるのか伺いたしたいと思います。

そして2点目、総合実施計画について、準備組合のヒアリングについてですけれども、準備組合があるから、まずは聞いたのだということです。さっきも言いましたけれども、準備組合は任意団体です、有志連合です。選挙や町会が総会で決められたものでもありません。それを準備組合があると、なぜそこが優先されるのか、寄せられた声には耳を傾けると言いますが、準備組合は自ら聞きに行ったわけですね、総合実施計画をつくるに当たって。総合実施計画をつくるに当たって、なぜ反対住民の声を自ら聞きに行こうとしないのか。準備組合は自ら聞きに行くのに、反対している住民は、なぜ自ら聞こうとしないのか。様々な声を聞くと言いながら、結局、推進派の声しか聞いていないというのが実態だと思いますが、いかがでしょうか。

3点目。北地区、南地区、西地区、北品川三丁目北地区とありますけれども、計画概要を伺いたしたいと思います。タワーマンション、高層オフィスビル、商業施設、高さなどなど、現状はどのようなフィールドづくりを目指しているのか。まちづくりマスタープラン上は拠点と示されていると思いますので、なぜそうしたタワーマンションやオフィスや、そうしたまちにしていくのか、品川区の住宅施策は一体何を狙っているのかと思うのですけれども、その点も伺いたしたいと思います。

○大石まちづくり立体化担当課長

計画をなぜ白紙に戻さないのかというところではございますが、先ほども申しましたが、検討区域につきましては、あくまで地域の皆様が設定しているものでございまして、区といたしましては、そちらの検討範囲だとか、検討の内容等々、各種上位計画に整合しているのかどうかといった確認等を行っているものでございます。区が白紙に戻すというのではなく、あくまで地域主体で検討されているものに対して区としてサポートを行っているものでございまして、区が白紙に戻すということは基本的には行わないという考え方でございます。

また2点目の、なぜ反対の声を聞かないのかというところではございますけれども、総合実施計画を策定するに当たりまして、その従前から地域の方から、まちづくりの予定が分からないだとか、反対をされる方から様々な意見を受けているところもございます。

一方で、現状、品川浦の3地区では7割程度の方が準備組合に加入していきまして、まちづくりについては7割程度の方でしっかりと議論されているものと認識してございます。

先ほども申したとおり、反対の方の意見を、積極的に聞きに行ったかと言われてしまうと、聞きに行っていないのですけれども、今回の総合実施計画をつくるに当たり、しっかりと7割の皆様で話し

合われているまちづくりのスケジュールを、残りの3割の方にもしっかりとお示しすることが必要と考えまして、今回、準備組合からヒアリングした内容を記載しているものでございます。

最後、3点目の各地区の計画概要でございます。区としては、現在、こういったものが建つかというところは、細かい把握はしているものではございません。

一方で、一般的な再開発では、例えば、住宅だとか、商業、こういったものはあるということは聞いてはいるところでございますけれども、ここでのまちづくりにつきましては、旧東海道の歴史だとか、品川浦の水辺といった歴史的な地域資源を生かしたまちづくりが求められております。区といたしましては、今後、検討が深まってくると思いますので、そちらについてしっかりとチェック機能を果たしていきたいと考えているところでございます。

○中塚委員

聞いていて、本当にひどいなと思うのです。いわゆる再開発の地区は、地域の皆様が決定したものであって区ではないのだと。自分たちには責任はないのだと言わんばかりの姿勢ですけれども、地域の皆様方ではなくて、準備組合が勝手に決めただけですよ。準備組合が何か地域の方々に問うて、これでいいですかと聞いて決定したのではなくて、再開発をやりたいという方々が勝手に人様の土地も含めて、マンションも含めて、勝手に引いたのがこの地区ですよ。それを地域の皆様が決定したというのは事実と反すると、地域の中の進めたいと思う人たちが勝手に進めたものではないかと、そう言い換えるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

いずれにしても、品川区は白紙にする考えはないということですが、なぜ森澤区長はその声に向き合おうとしないのか伺いたいと思います。

総合実施計画のほうですけれども、積極的には反対する住民には聞かなかったということですが、なぜ積極的に反対する声を聞こうとしなかったのか理由を伺います。

既に準備組合には7割の方が参加しているということでした。3割もの住民が反対している、参加していない、理解を得られていない、準備組合に参加している人も、計画そのものに賛成・反対は問われていないですから。少なくとも3割の方々を残しているのに、7割の意見しか聞かないのは、どのようなまちづくりなのかと思います。先ほどから、まちづくりの主体はそこに住む地域住民、これ、まちづくりの主体は、そこで勝手に出来上がった準備組合と同じことではないですか。今までの再開発行けけれどもどんの姿勢と何も変わらないと思います。少なくとも新たに、この前、まちづくりの主体はそこに住む地域住民、これは従来の姿勢と変わらないのだと、変わったところは、様々な声を聞くところが、高橋区長、濱野区長とは違うところなのだという説明が都市開発課長よりありましたけれども、今までと違うのだと言うのであれば、なぜ積極的に反対する声を聞いて総合実施計画に反映しようとしなかったのか、3割の方が参加していない準備組合の声だけを地域の皆様の声とするのか、ここをしっかりと説明していただきたいと思います。

そして最後に、どれぐらいのタワーマンションやオフィスビルが想定されるのか。規模や高さ、計画概要を聞いたけれども、正確には把握していないということです。これだけ準備組合の話を聞いていないのに、把握していないわけではないのですか。なぜここで言えないのですか。150mのタワーマンションを、5棟なのか、6棟なのか、7棟なのか、規模からするとそれぐらいかなと思いますけれども、区は知っているのでしょうか。正確でなければ、概要でいいですよ、大体でいいです。言うべきではないのですか。いや、何かあるのですよね。準備組合は持っていますよ。ここにどれだけのタワーマンションをどれだけつくりたいか。区が知らないわけではないのですか。様々な意見を聞くというのだったら、

私の意見も聞いてください。北地区、南地区、西地区、北品川三丁目北地区にタワーマンションが何棟建つのか、どれぐらいの規模なのか、改めて伺います。

私は、住宅施策として聞いたのです。今、1億円超えです、マンション。にわかに信じられない高騰ですね。ここには都営住宅がありますよね。都営住宅を壊して、1億円もの高級マンションを造るのが品川区の住宅施策なのですか。品川区として今後どのようなまちの姿、どのような区民の姿、どのような住宅で、どのような品川区民を誘導していくというのか、住宅施策として見通していくというのか、何を思っているのか、語るものはあるのか、住宅施策としても、これだけの規模のタワーマンションを都営住宅を壊して造るなんてひどい話だなと思います。住宅施策の何を考えているのか伺いたいと思います。

○大石まちづくり立体化担当課長

複数の質問をいただきました。順番にお答えさせていただきます。

1点目の準備組合が決めたと言い換える必要があるのではないかとこのところでございますが、準備組合もあくまで地域が主体となりまして、地域住民の方もしっかりと入っているところでございます。そういった趣旨を踏まえまして、私がそういったふうに発言させていただいたものでございます。

再開発の計画を白紙撤回しないというところでございますが、こちら先ほどから述べているとおり、あくまで検討区域につきましては、再開発をやるといふ地域ではなく、あくまでまちづくりを検討していく区域として、今現在、まちのほうで決めているものでございます。こちらを品川区が撤回するしないというところではなく、しっかりと地域の中で話し合ってもらいたいと考えているところでございます。いただいたご意見につきましては、しっかりと準備組合のほうにも伝えてまいりたいと思います。

あと、3点目の総合実施計画の声を聞かなかった理由ですけれども、先ほども、繰り返しになりますけれども、今、地域では7割程度の方が準備組合に加入してまちづくりの検討をしっかりとやっていたという認識でございます。

一方で、再開発に反対されている方、参加されていない方からは、そもそも今、まちづくりが何をされているのかが分からない、スケジュールも何も見えない、情報がないというところもいただきましたので、区としても今の現状を、計画として、今の考えているものをしっかりとスケジュールとしてお示しすることが必要だと、そのように考えたから、今回、総合実施計画にヒアリングの内容をしっかりと記載しているところでございます。

あと、準備組合の検討内容につきましては、先ほども申したとおり、現在まだまちづくりの検討を行っている最中でございます。先ほど委員からありましたとおり、都営住宅だとか、都営のバス車庫等々、まだ行政協議も現在整っておらず、基盤の協議もまだ並行して進めている状況でございます。こちら、基盤の協議が終わらないと、なかなか建物計画のほうに反映できないというものもございまして、現状といたしまして、まだ詳細に聞いている内容はございません。

最後、住宅政策でございますけれども、まず、都営住宅につきましては、先ほども申したとおり、今現在、北地区がメインとなりまして、南地区にも都営住宅があるのですけれども、そちらのまちづくりによる再編の方向性について、現在、準備組合が主体となって協議をしている状況でございます。

住宅政策として、区としてどういうふうを考えていくかでございますけれども、こちらの地区につきましては、多様な人が集まっております。国際性だとか、羽田空港だとか、リニア新幹線の乗降を踏まえて品川へのアクセスを考えて、多様な人材が集まれるような拠点としてしっかりと支えていくという

ところがマスタープランにも明記されてございますので、そういったところを上位計画としながら、まちづくりのほうにしっかりとサポートして検討状況を支援していくことを考えているところでございます。

○中塚委員

そろそろ最後にしたいと思うのですが、地域住民と言いながら、実際は準備組合が決めた。準備組合も地域の皆さんの主体なのだとおっしゃいます。開発をやっている職員ならよく知っていると思いますけれども、そこにいる住民が主体というよりも、その事務局であぐらをかいているゼネコンが主体なのです。13のゼネコンが参加しているということで、結局その方々がいろいろなところで再開発を進めてきたノウハウがあって、うまいこと説明して、いいことを言うけれども悪いことを言わない。陳情にもありましたけれども、結局ゼネコンが主体のままだということを指摘したいと思います。

各地区の計画概要の詳細を聞いていないということなので、では、聞いている内容だけでいいです。大体でいいです。何棟のタワーマンションが建つのですか。棟数が分からないのだったら、1棟なのか、複数なのか、それぐらい答えられる、結局、何も答えたくないというようにしか見えません。きちんと教えてください。

先ほど、この地域について、多様な人材が集まる国際性があるとおっしゃいましたけれども、そうすると、なぜタワーマンションなのか、私にはよく分からないのでご説明ください。

最後に、住宅施策についてです。

億ションを造ることが品川区の住宅施策として目指しているところなのですか。それを聞きたいです。億ションは、サラリーマンはもちろん、公務員も買えないですよ。そのようなレベルのマンションを、いわゆるタワーマンションを造っていく。誘導していく。7割の方が賛成で、3割の方は参加していないから地域の住民ではないみたいな、そのような言いつぶりはどうなのか。億ションを造り続けるのが品川区の住宅施策なら、私は間違っていると思うのです。行政がやるべき住宅施策は、やはり住宅に困窮している方々への対応です。所得の少ない方々、ひとり親の方々、年齢が理由で民間のアパートを断られることが多い高齢の方々、また、若い世代の非正規雇用も含めて住宅に困っている方々に住宅を提供するのが行政の役割だと私は思います。

でも、品川区は億ションにする。でも、造っていることを言いたくないから詳細は言えない。こういうのは本当にけしからんと私は思いますけれども、最後、なぜ億ションを造ることをまちづくりだとして進めていくのか、そのようなマスタープランなら、とっとと変えるべきだと思いますけれども、いかがでしょうか。

○大石まちづくり立体化担当課長

再開発準備組合が検討している棟数とか、そういった概要でございますけれども、各地区でどのような棟数になるのかは、複数案あると思っています。まだ現在、検討中でございます。それが全てマンションなのか、それとも業務、オフィスビルなのか、そういったところも含めて、あくまでまだ検討中でございますので、こちらで発言は差し控えさせていただければと思います。

2点目の億ションを造ることが区の政策なのかということですが、区はあくまでまちづくりの一環として再開発事業を指導・助言している立場でございます。こちらは、一方で地域の課題につきましては、再開発事業だけではなくて、例えば、木造住宅密集市街地などにおいて建て替えの支援等々もしっかりと支援してきているところでございます。

このような総合的なまちづくりとして、1つのまちづくりの手法として再開発事業がありまして、私

たちの所管といたしましては再開発事業を所管してございますので、このような形で答弁させていただいておりますが、区として、住宅政策の中でも、防災性の向上だとか、そういったものにつきましては複数の事業としっかりと連携をとりながら、総合的に取り組んでいくことが重要と考えているところでございます。

○新妻委員長

ほかにいかがでしょうか。

○ゆきた委員

1点だけ確認させていただければと思います。

陳情項目の2番で、計画検討支援も公金の無駄になりますので直ちに中止してくださいとありますが、この総合実施計画上の計画検討支援に予算を計上されているのかどうかお聞きできればと思います。

○大石まちづくり立体化担当課長

総合実施計画に記載しております「計画検討支援」という、こちらの言葉でございますが、予算計上して何か具体的に準備組合を支援しているというものではございません。今年度であれば、委託費として、先ほど申したとおり、まちづくりのガイドラインの委託経費は積んでございますが、先ほどから申していますとおり、こちらにつきましては、あくまで区で考えるまちづくりの将来像だとか、そういったものを示すものでございまして、準備組合に対しての支援として予算計上しているものではございません。

区といたしましては、あくまで再開発事業は地域住民の皆さんが主体で進めていくものでございますので、区としては、その声に耳を傾けるとともに、必要なサポートを行っていくという形を考えているところでございます。

○ゆきた委員

ありがとうございます。確認できました。

○新妻委員長

ほかにいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○新妻委員長

ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

まず、令和7年陳情第58号の取扱いについて、ご意見を伺いたいと思います。

継続にする、あるいは結論を出す、どちらかご発言願います。

また、結論を出すのであれば、その結論についてもご発言ください。

それでは、品川区議会自民党・無所属の会からお願いいたします。

○せお副委員長

本日結論を出すで、不採択でお願いします。

先ほど、ほかの委員から、白紙に戻せという意見があるのだから白紙に戻せというのは少し違うと思っていて、もちろん進めたい方もいらっしゃるわけで、どちらかに寄せるのかと言ったら、それは違うのだと思うのです。私が区に1点要望したいのは、どちらの意見も、いろいろな意見がある。本当にどんどん進めていただきたいという方も私の周りにもいますけれども、そういう方と、白紙に戻してほしいという方と、あとは、その間の意見もあると思うのです。そういったところの整合性というか、意

見の集約というか、先ほど、ご説明でもチェック機能を果たしていきたいというところ、あと、区が示しているまちづくりがあるというお話もありましたので、そういったところと整合性がとれるような、手助けというか、そういった対応をぜひお願いしたいと思います。そういう流れができればと思いますので、ぜひお手伝いをお願いしたいと思っています。

○松永委員

本日結論を出すで、不採択をお願いします。

先ほどのご説明とか議論を踏まえまして、再開発につきましては住民同士で話し合うものであると考えております。

また、皆さんのご意見についても、先ほど、アンケートも含めてという言葉もありました。そうしたことも踏まえて、この度につきましては不採択にさせていただきたいと思います。

○ゆきた委員

本日結論を出すで、不採択をお願いします。

陳情項目1番については、事業範囲は地域主体で検討されるものであること、2番についても、計画検討支援については直接的な予算は計上されていないことも確認できました。3番についても、ワークショップ以外で来年度も住民の意見を聞く機会を、アンケートも1つの手法として含めて検討していくという姿勢を確認できましたので、不採択をお願いします。

○安藤委員

本日結論を出すで、採択を主張しますけれども、やはり住民合意がなく、住民の居住権を侵害し、公共性にも乏しいと思うのです。さらに、開発企業の利益のための超高層再開発だと思えます。これは中止をすべきだと思います。

あと、少なくとも区は、一部の住民や開発企業の声を聞くだけでなく、住民の意向を余すことなく把握する努力をしていただきたいと思いますので、こちらは採択すべきかと思えます。

○中塚委員

今日結論を出すということと、採択をお願いいたします。

理由としては、品川浦南地区再開発は白紙に戻すべきだと思うからです。先ほど、億ション、タワーマンションを造ること、が品川区の住宅政策なのかと、これが品川区の住宅施策なのかと伺いました。課長の説明は、地域に課題がある、木造密集だと、総合的な手法として再開発もある、防災性の向上だと。なぜそれが億ションを造ることになるのか。この議論はまた引き続き行いたいと思いますが、区が100億円、200億円と税金を使ってタワーマンションづくりを支援していくわけです。品川区がどういうまちを目指していくのか。それにはこういう理由があるのだと説明すべきです。億ションを造り続けることに、私は区民の理解は全く得られないと思います。こうした今までどおりの再開発推進の姿勢は改めるべきだと重ねて求めておきたいと思います。

○新妻委員長

それでは、本陳情については、結論を出すのご意見でまとまったようでございますので、そのような取扱いでよろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○新妻委員長

ありがとうございます。

それでは、本件は、本日結論を出すことに決定いたしました。

先ほど、それぞれの方のご意見を伺いましたので、本陳情については、挙手により採決を行います。

それでは、令和7年陳情第58号、国交省通達において公金投入の絞り込みが行われた意義を尊重し、品川浦南地区再開発は白紙に戻し、再開発を望まない地権者宅はその範囲から直ちに外すことを求める陳情を採決いたします。

本件は、挙手により採決を行います。

本件を採択とすることに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○新妻委員長

ありがとうございます。

賛成者少数でございます。

よって、本件は不採択と決定いたしました。

以上で、本件および請願・陳情審査を終了いたします。

ここで会議の運営上、暫時休憩いたします。

○午後2時58分休憩

○午後3時08分再開

○新妻委員長

それでは、建設委員会を再開いたします。

2 報告事項

(1) 東京における都市計画道路の整備方針（案）について

○新妻委員長

次に、予定表2、報告事項を聴取いたします。

(1)東京における都市計画道路の整備方針（案）についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○高梨都市計画課長

私からは、東京における都市計画道路の整備方針（案）について、報告をさせていただきます。

資料は、A4判縦1枚のもの、公表された整備方針（案）の概要版資料を別紙1とし、本編資料を別紙2としてございます。また、中間のまとめに関するパブリックコメントの結果概要について東京都から公表されているものを別紙3として添付してございます。恐れ入りますが、資料は一連となっております、サイドブックス上は、別紙1の概要版が2ページ目から、別紙2の本編が12ページ目から、別紙3のパブリックコメントの結果概要については174ページからとなっておりますので、参照いただければと存じます。

最初に1枚目のA4判資料をご覧ください。

東京都と特別区および26市2町は、都市計画道路の整備を計画的かつ効率的に進めるため、令和6年度より新たな整備方針の策定に向けた調査検討を進めてきております。

策定に向け、令和7年7月に中間のまとめを公表し、パブリックコメントを実施いたしました。その後、さらに検討を進め、今般、「東京における都市計画道路の整備方針（案）」を公表したところでございます。

項番1、公表日は、令和7年12月19日金曜日でございます。

項番2、今回実施するパブリックコメントの概要でございます。公表日から1月30日まで、公表した整備方針案に対してのパブリックコメントを実施しており、都・区のホームページや広報しなごわ(12月21日号)、品川区公式Xで周知をしております。

整備方針案に関する意見の提出方法は、記載のとおりとなっております。

次に、整備方針案の内容でございますが、サイドブックス2ページ目からの別紙1の概要版資料をご覧ください。

概要版資料は、下段にページ番号が振っております。

1ページ目からは、基本理念および基本目標を記載しており、東京を取り巻く社会情勢の変化や今後の道路整備の視点を踏まえ設定しております。

基本理念は、「都市計画道路ネットワークを形成・充実し、次世代を見据えた円滑な自動車交通と良質な歩行者空間が共存した都市を実現」としております。

基本目標は、都市の強靱化、人やモノの自由な移動、安全で快適な道路空間の創出、都市環境の向上の4つを掲げております。

2ページ下段をご覧ください。

基本的事項では、都市計画道路事業が長期化していることなどを考慮し、本計画の計画期間を15年間と定め、中間年次において必要な検証を行ってまいります。

未着手の都市計画道路を対象に、優先整備路線、計画内容再検討路線、廃止候補路線等に位置づけを行うとともに、道路空間の再編を検討していく路線として、リーディング路線を選定してまいります。

概要版3ページをご覧ください。

都市計画道路の必要性の検証では、交通処理機能や防災機能など10項目の検証項目を設定して検証していきます。

4ページ上段ですが、検証の結果、必要性が低い路線に関しては、廃止候補路線に位置づけ、今後、計画廃止に向けた検討を行っていくこととしてございます。

その下、計画内容再検討路線では、必要性が高い都市計画道路の中で、様々な事由により、都市計画の内容について検証を要する路線を位置づけております。

ここからは品川区内の路線の位置づけについて説明をさせていただきます。

概要版資料5ページ目、6ページ目をご覧ください。

最初に、6ページに記載のある計画内容再検討路線についてでございます。

品川区内は、計一7、放射18号線が位置づけられております。

本路線は東京都が検討主体の路線であり、現計画においても計画内容再検討路線に位置づけられております。放射18号線は、天王洲アイル交差点から京浜運河の上を通り、鯨洲運転免許試験場の南側に至る路線であり、首都高速1号羽田線と運河の関係性から施工性に課題があるとともに、交通量から周辺道路への代替が検討されている状況でございます。

次に、5ページ、廃止候補路線としては、下から3番目、廃一8に、区内の補助161号線が位置づけられております。

この路線は東品川海上公園南側の道路で、天王洲通りとの交差点から海側の計画道路、放射18号線に至る部分60mでございます。必要性の指標に合致しなかったことや、放射18号線の検討状況から、廃止候補路線として位置づけを行いました。

資料は、概要版の7ページ目をご覧ください。

必要性が高い路線のうち、今後15年間で優先的に整備すべき路線を6つの選定項目により選定し、計画的に道路整備を進めてまいります。

本計画では、概要版8ページ上段に記載のとおり、227路線157kmを優先整備路線として位置づけております。

品川区内の優先整備路線について説明します。

概要版9ページ目、10ページ目をご覧ください。

東京都施行の路線としては、中央の表、都一23、補助26号線です。武蔵小山駅周辺部分であり、現行計画から引き続き指定されているところがございます。

次に、品川区施行路線では、右の表、区一11、補助162号線と、区一12、補助163号線でございます。両路線とも現行計画から引き続き指定されております。

補助162号線は、八ツ山通りの品川浦周辺から環状6号線までの区間であり、旧目黒川の河川敷で、既に計画幅員がある場所もあることなどから優先的に整備をしております。

補助163号線は、区役所前から大崎へ至る路線で、新庁舎建設に関わる広町地区の区画整理事業と併せて整備予定となっております。

現在の第4次事業化計画では、これらの路線に加えて、補助205号線が優先整備路線として位置づけられておりましたが、本計画では、優先整備路線から優先整備路線以外の路線へ位置づけの変更を行いました。これは西大井駅南側の鉄道交差部における鉄道施設の支障に関する技術的検証や、接続する補助29号線の事業進捗、周辺のまちづくりの状況などから、必要性はあるものの優先的に整備する路線から変更するという位置づけとなったところがございます。

資料は、概要版14ページをお願いします。

鉄道等が並走していることなどから、片側の歩道を整備しないなど実態に応じた検証を行った結果、目黒駅南側の補助159号線が現道合わせを行う候補路線として位置づけられております。

最後に、概要版15ページでございますが、道路空間の再編を行うリーディング路線の選定を行っており、17ページ、18ページのとおり、リー12で大井町駅前中央通りが位置づけられております。

リーディング路線とは、道路ネットワークが進んでいる地域において、多様化するニーズに応じ、道路の幅員構成を見直すことで、ゆとりやにぎわいなどの新たな付加価値を生み出す取組としてございます。今後、当該路線につきましては、社会実験等を通じて地域の意見を伺いながら検討を進めてまいります。

恐れ入ります、冒頭のA4判資料にお戻りいただきまして、3、オープンハウスの開催およびパネル展示でございます。

東京都により記載の内容でオープンハウス型の説明を行うことに加えまして、品川区では、先週1週間になりますが、都市計画課においてパネル展示を行いました。

4、中間のまとめに関するパブリックコメントの概要につきましては、記載の内容で実施し、東京都より別紙3の内容で公表がされているところがございます。

最後に、5、今後の予定といたしましては、今年度中の計画策定と公表を予定しているところがございます。

○新妻委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言をお願いいたします。

○安藤委員

都市計画道路の再検討ということですが、冒頭、意見を述べさせていただきます。今回、未着手の道路がということなのですが、着手中であっても、特定整備路線、補助29号線や放射2号線については、やはり検証した上で廃止をすべき路線だだと思います。時代に即して見直しが必要な最たる例ではないかなと思っています。

それで、少し質問したいのですが、まず、オープンハウス型説明会の開催というところで、品川区でも実施したということでしたけれども、見に行けなかったのですが、こちらは案内みたいな、周知みたいなことはどのようにされていたのかということと、実際の来場者は何人ぐらいいたのかを伺いたいと思いますし、もしご意見などを出されたのであれば、どのような意見が出されたのか伺いたいと思います。

○高梨都市計画課長

品川区におけるパネル展示についてですけれども、ホームページ等で周知をさせていただきましたが、来場者数につきましては、1名ということになってございます。都市計画課にご用があつてお立ち寄りになられた方が、パネルの内容についてご質問があつて、担当職員が対応させていただいたといったところです。特段、計画内容の説明をさせていただいて、お客様のほうから計画内容についてのご意見はなかったと聞いているところでございます。

○安藤委員

1名ということなので、やはりホームページですと、そちらを見られる人、見る人は限られてきますので、ぜひ今後は工夫していただきたいと思います。

それと、続けてなのですが、品川区内でいうと、今回の検討の対象になった路線は何本あるのか伺いたいと思います。

その中で、例えば、補助30号線など、かつて請願も上がりましたが、やはり廃止候補路線にすべき路線は幾つかあると思うのです。今回の検証に当たって、廃止候補路線として上げた路線は幾つあったのか、東京都との協議になると思うのですが、区として、これは廃止候補路線として上げるべきなのではというふうに考えた路線は幾つぐらいあったのか伺いたいと思います。

○高梨都市計画課長

まず、検討対象の路線数でございますが、都施行路線、区施行路線ありますが、全路線で15路線となっております。

それと、廃止候補路線として挙げたのはといったところでございますが、先ほど説明させていただいた補助161号線、それと、今回、廃止候補路線にはなりませんでしたが、補助149号線を廃止候補路線として協議対象として上げさせていただき、結果としては、1路線が継続になったところになります。

○安藤委員

分かりました。道路ネットワークという形で進めていくと、キリがないと言うと、少し表現があれなのですが、本当に今は様々なインフラの老朽化とか課題が多くて、道路を新たに整備するということが本当に必要なのかという路線はかなりあると思うのです。しかも、そこに住む住民の方の生活もあります。2本を協議対象として挙げて、1本が廃止路線になったということでした。廃止路線については賛成なのですが、ぜひ今後の検討に向けて、様々そういった住民の声も聞きながら、時代に

合わせて廃止をしていくということも進めていっていただきたいなと思います。

○新妻委員長

ほかにいかがでしょうか。

○中塚委員

東京都における都市計画道路の整備方針（案）ということですが、これはそもそも東京都の第4次の道路計画ということになるのか、単純によく分からなかったのご説明いただきたい。いずれにしても、品川区が一般財源を使って補正予算を組んで、東京都への意見、要望を検討する経費を計上して都に提出したという説明が以前ありましたけれども、区が都に要望して、この整備方針に反映したものは何か、反映しなかったものは何か、道路路線の名前と、その理由をご説明していただきたいと思います。

それと、都に要望したものですけれども、これは文章なのですか。そこを知りたいのと、公文書であれば、ぜひ見せてほしいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○高梨都市計画課長

まず、計画についてでございますけれども、現行計画、今年度までの計画が第4次事業化計画ということで定めてございます。今回、案としてお示ししたのが、東京における都市計画道路の整備方針（案）となっておりますけれども、概要版の7ページを見ていただきますと、優先整備路線の選定のところに、優先整備路線の計画としては第5次事業化計画ということでお示しをさせていただいているところです。

次に、東京都協議の中でどのように反映されたかというところでございます。基本的には、地元自治会の意見、協議を重視していただいております。先ほどご紹介いたしました廃止候補路線149号線については、品川区からは廃止候補路線として提案をさせていただきましたが、結果としては、廃止候補路線には載らなかったというもの以外は、全て品川区がこのようにしてほしいということで申し述べた路線が計画に位置づけられているという内容になってございます。

廃止候補路線1路線が計画に載らなかった理由につきましては、当該路線が品川区と港区にわたっている複数区をまたぐ路線といったところ。また、品川区と隣接する港区の間で見解が合致せずに、東京都による調整の中で、結果として廃止候補路線にならなかったという結果でございました。

東京都の協議でございますけれども、メール等のやり取りではございますが、基本的には、対面、ウェブ等の会議で、品川区からこの路線はこうしてほしいというような個別の路線の打合せをして、区の要望を伝えていっているといったところでございます。

○中塚委員

ありがとうございます。つまり、廃止路線1つ以外は、区のこうしてほしいということが位置づいたという説明ですけれども、具体的に、こうしてほしいというところで、道路の路線名と、なぜこうしてほしいと思ったのかの理由を伺いたいと思います。

つまり、一番気になっているのは、引き続き優先整備路線となった162号線と163号線なのですが、これは引き続きなので、引き続きという要望になるのか、特に言わなければそうなるのか、その辺は私もよく分からない部分ではあるのですけれども、補助162号線と補助163号線について、こうしてほしいと伝えた理由、狙いを伺います。

同時に、補助205号線ですけれども、技術的に困難だという、恐らく原踏切のことだと思うのですが、今回の位置づけの変更で、何がどう変わるのか、そこがよく分からなかったので、ご説明い

ただきたいと思います。

○高梨都市計画課長

具体的な路線のお話でございます。

まず、優先整備路線に今回も位置づけを案として出させていただいています補助162号線についてでございます。こちらは、目黒川から北側の部分については旧目黒川の河川敷といったところもありまして、現行の計画でも優先整備路線として整備をしていく路線として位置づけをしてございますが、着手することはかないませんでした。

次の15年間の中で、こちらはもう既に計画幅員を満足している部分の整備等も優先的に行ってまいりたいといったところから、今回も引き続き優先整備路線として位置づけをさせていただきました。

今ご質問の中でございました現行計画で優先整備路線ですから自動的にみたいなところはなくて、それぞれ、少なくとも品川区としては、優先整備路線として提案する路線については、どういった理由で、どういった形で、次の15年間整備してまいろうかといったところを検討して東京都と協議をしたところでございます。

次に、補助163号線でございますけれども、区役所前から大崎駅手前に至る部分が未整備となっております。こちらについては、新庁舎整備に関わる現庁舎の取り壊しと、跡地の整備、それと区画整理事業の施行により補助163号線の整備も一体的に行うという位置づけになっていることから、今後15年間で整備が見込めるといったところで、こちらについても、現行計画でも優先整備路線で着手を目標としてございましたがかないませんでした。そういった見込みがあることから、今回の計画でも引き続き優先整備路線として位置づけを行ったところでございます。

優先整備路線から、今回、優先整備路線以外の位置づけに変更させていただいた補助205号線についてでございますが、引き続き、都市計画道路としての必要性はあるといったところでございますので、都市計画としては、今回の計画の位置づけの変更をもって都市計画の変更、何か変わることがあるかということとはございません。

ただ、向こう15年間で優先的に整備をしていく路線からは外れたといったところで、これまでいろいろと検討を道路課を中心にしてまいりましたが、先ほど説明の中でも申し述べたとおり、それが接続する補助29号線の事業進捗の状況であるとか、周辺のまちづくりの状況等をしっかりとこの15年の間見据えて、事業着手時期をしっかりと見計らっていきたいと考えていることから、このような位置づけとさせていただいたところでございます。

○中塚委員

補助162号線、補助163号線、補助205号線のことでございますけれども、着手したいけれどもできなかったからすると補助162号線は述べましたけれども、もう端的に、私は再開発を進めるための都市計画道路の整備だと思っています。補助162号線については、先ほど請願審査でもやった品川浦の開発につながるわけです。そこにそういうまちづくりの動きが、巨大な再開発の動きがあることを、道路の計画では、いや、そのようなことは知りませんになるわけではないので、品川浦の開発を進めるために補助162号線の優先整備路線が引き続きとなったと私は思っているのです。

区はそれを理解していて都に求めたのか、つまり、品川浦の開発を進めるために補助162号線の優先整備路線の継続を都に求めたのか。さっきは着手したいと言ったけれども、着手できなかったという説明ですけれども、そのような単純なことではないと私は思うのです。品川浦の開発を進めたいから新たな都市計画道路の事業認可に着手するために優先整備路線として都に求めたということでのよいのか伺

います。

次に、補助163号線、区役所前です。課長の説明で、新庁舎建設、現庁舎の跡地整備と一体的に行うと説明がありました。現庁舎の跡地活用に、なぜ補助163号線の認可が必要になるのか伺います。

私は、手法は分かりませんが、現庁舎跡地にさらなるビルをつくるだけにとどまらず、しながわ中央公園、もしくは中小企業センターの建て替え等々の動きも伴って、そこにも波及する開発計画の下地なのではないかと私なりの見解を持っているのですけれども、そうではないのか伺いたいと思います。

最後に、補助205号線です。都市計画道路としての位置づけは変わらないという説明でしたけれども、西大井駅周辺の再開発に向けて、都市開発課が昨年よりアンケートを行っております。前回でも述べましたが、私は、いよいよ広大な再開発のエリアを西大井にまで広げていくということでやめるべきだと前回批判いたしました。こうした西大井周辺の再開発、一丁目、三丁目、四丁目、五丁目、二葉一丁目も二丁目も含めて、連動する動きではないかと見ているのですが、違うでしょうか、ご説明ください。

○高梨都市計画課長

8月に本委員会で、中間のまとめについて、報告させていただいた際に、再開発と都市計画道路の整備方針のお話は答弁させていただいたところでございます。まず、今回の計画で、駅周辺のまちづくりであるとか、そういったところをしっかりと加味した上で計画を立てていくといった大前提はございます。ただ、8月にも申し述べさせていただきましたが、3つのご質問全体に係る質問ではございますが、特定の再開発事業を念頭に置いて、そのためにこの各路線の位置づけを具体的に行うといったところは、今回の計画では、少なくとも品川区においては、そういった要望をしてございませんし、そういった位置づけにはなっていないところでございます。

具体的に申しますと、補助162号線で今回優先整備路線に位置づけさせていただいたところは、いわゆる今、品川駅南地区のまちづくりで検討をしている区間以外の部分も含まれてございますし、逆に言いますと、検討されている地域内の路線は優先整備路線等の位置づけにはしていないといったような状況でもございますので、冒頭申し上げさせていただいたような考え方をもって、今回の計画に各路線を位置づけさせていただいているところでございます。

補助163号線につきましても同様でございます。跡地活用でこういった手法で何がといったところは現在検討中ではございまして、まだ決まっているところではございません。少なくとも計画道路が、今、計画区域にないというような状況下で、隣接している区有地、東京都、国の区分所有もございまして、そういった用地が現庁舎の解体で動くといったところで、同時期に補助163号線を整備するといったところは自然な流れではないかと考えているところでございます。そういったところから、今回、補助163号線を優先整備路線としての位置づけをさせていただいたところでございます。

同様に、補助205号線につきましては、西大井駅周辺でのまちづくりの動きに連動してというような話がございましたが、そういったところをもし重視するのであれば、あえて優先整備路線から外すというようなところはなかったかなと考えてございます。冒頭の説明で申し上げさせていただいたとおり、補助205号線につきましては、交差する鉄道交差部の技術的検証、接続する補助29号線の事業進捗等々、そういったところを総合的に勘案しまして、今回、優先整備路線から通常の優先整備路線以外の都市計画道路へと変更させていただいたところでございます。

○中塚委員

補助162号線は、品川浦、補助163号線は、区役所前、補助205号線は、原踏切のところですが、それぞれまちづくりと加味した前提はあります。ただ、特定の開発の連動ではないということで、今、様々説明がありました。

特定はしていないけれども、将来的なまちづくりのビジョンと加味するから、この3路線を進めていくというものだと思います。いずれも都市開発課が関わっている再開発でありまして、補助162号線の品川浦は準備組合までできている。補助163号線は、区独自の現庁舎の跡地ですから、区の判断1つで可能となってくる。補助205号線については、優先整備路線ではなくなった。手法の変更というところですが、私としては、再開発と連動した手法の変更は行うべきではないと思います。ただし、原踏切の踏切解消を考えると、鉄道立体化による踏切解消を行うならば、これまでいずれも周辺再開発とつながって進んできたのが実態です。ここだけ例外になるのかという強い不安を持っております。実際に補助金も周辺再開発に使う立体化という理由で周辺再開発に使われていきますが原踏切の解消は再開発と連動させるべきではないと思います。

いずれにしても、補助162号線、補助163号線、補助205号線、いずれも再開発を前提にした計画であることは今の質疑でも明らかなので、これらをやめるべきだと思います。

最後に、道路整備の基本理念および基本目標というところですが、実際、100ページもある資料の38ページに、基本目標4、都市環境の向上…景観・緑…とあって、ここには「良好なまちなみ・景観の形成」、「緑豊かで魅力的な道路空間の創出」、「緑と水のネットワークの形成」とあるのですが、堂々と「都市の再開発」と書いてあるのです。つまりは、この計画が再開発を進めるものだということが計画目標4として位置づけられているわけです。確かに、個々の計画を具体的にひもつけしているものではありませんが、都市計画道路が新たな再開発を進めていく基盤となるものという位置づけがこの計画にも明記されております。

最後に伺いますが、都市計画道路の推進ですが、再開発に向けた整備は、この計画にどのように位置づいているのか。個々には計画とはひもづけられていないが、都市の再開発の位置づけが明記されていると私は思うのですが、最後にご説明いただきたいと思っております。

○高梨都市計画課長

個別の再開発の案件ではない考え方ということで答弁させていただきますけれども、再開発事業をはじめとしたまちづくりの面的整備は、そのまちの課題解決のために行われるべきものであると考えてございます。様々なそれぞれのまちに対しては、地域性だったりとか、そのまち固有の課題があるかと思っておりますけれども、やはり多くの人があるという中で、その再開発でできる、もしくは別の手法でも一緒なのですが、人が集う駅周辺のまちづくりであったり、そういった中でしっかりとそこに至るアクセス路をつくっていくといったところで、一緒に道路をつくっていくといったところは、まちづくりについては一般的に非常に重要な視点であるといえると考えてございます。

今回ご紹介いただきました部分には、「都市の再開発」と記載がされているところではございますけれども、特段それをこの計画の中で隠しているとか、そういったことはございまして、優先整備路線の選定の中でも、持続可能な地域へのまちづくりへの貢献ということで、市街化再開発事業や鉄道の立体交差事業等、他事業との連携を図っていくような地区については、優先的にそういったところに関係する路線については、優先整備路線に選定するであるとか、そういうまちづくりの動きとの連動は、本計画の中では位置づけがされているところでございます。

○中塚委員

意見だけ一言述べて終わりたいと思います。

今の課長の答弁でも、まちづくりの視点は重要だと、再開発を隠すものではないとのご説明がありました。明らかにこの計画は、具体的には、さらなる再開発として、補助162号線の品川浦、補助163号線の現庁舎跡地およびしながわ中央公園、中小企業センター。そして補助205号線、原踏切では、西大井駅周辺の再開発等、将来的な動きを見通して進むものだと思います。こうした住民を追い出し、まちを汚し、再開発を進める計画は、改めて反対を表明したいと思います。

そして、もともとは道路の円滑化という、最近だったら防災対策だという、そして再開発のために進めていく。都市計画道路の整備の目標自体が再開発を進めるためだということがいよいよ鮮明になってきたと思います。これ以上の住民を追い出す再開発の中止を改めて求めて質疑を終わりたいと思います。

○新妻委員長

ほかにいかがでしょうか。

○ゆきた委員

前回の8月の委員会でリメイク路線と紹介されたところがリーディング路線であると考えます。リーディング路線の選定で紹介されている補助163号線の支線から品川区街路6について、131ページと、先ほど説明がありました17ページのところに記載されていますが、ここについてお聞きしたいと思います。

区のホームページで、大井町駅前中央通りでウォークアブルなまちづくりの社会実験に対し、「歩きたくなるまち・人々が集う駅前空間へ」という題目で私も見せていただきました。期間を決めて社会実験を行うことと、アンケートやAIカメラによる交通量や回遊状況の調査の実施について挙げられていますが、区民からはどのような声や反応があったのか、お聞きできればと思います。

○中道都市開発課長

社会実験を約3週間行いました。そのときにアンケートをとりまして、アンケートでは、約120件ほどご意見をいただいているところでございます。にぎわいを創出というところで様々な意見があったところでございます。こういった取組を進めてほしいという意見であったりとか、または、ここの地区は住む場所として現状のままでいいと、そういった様々な声をいただいたところでございます。

また、AIカメラによる調査は、今、分析中でして、そうした結果につきましては、まちづくり・公共交通推進特別委員会のほうで、4月に報告予定となっております。

○ゆきた委員

ぜひ分析をして、より区民の声を集約していただければと思います。

また、令和7年度末には整備方針が策定され公表されることになれば、位置づけとしては、リーディング路線として方向性が示され重要な段階になると考えますが、その後の具体化について、さらに区として関与の在り方が大きな意味を持つものになると認識しています。そこで、方針決定後を見据えて、区としてどのように検討やスケジュールを想定しているかお聞きしたいと思います。

○高梨都市計画課長

本整備方針が、案がとれて、正式な整備方針として公表された際には、こちらの概要版15ページの下段にも記載させていただいておりますけれども、このリーディング路線は、周辺への交通影響等を確認した上で、令和22年度までに工事着手を目標とする路線というふうに位置づけられます。

ただいま都市開発課長からも答弁させていただきましたが、当該路線については、今年度から、区としても社会実験等を通じて地域のご意見を伺う段階でございます。

また、予算はこれからになりますけれども、OIMACHI TRACKSの開業後の動き等も見据えて考えているところがございますので、そういったところを踏まえつつ、地域の意見を聞いて、また、この計画の中、計画期間内にどういった動きができるかといったところを計画策定の中でしっかりと考えてまいりたいと考えてございます。

○ゆきた委員

ありがとうございます。私も直接、大井町駅周辺のまちづくりについての要望は受けているところですが、区民の声の収集といったところでは、8月の委員会のときにも触れさせていただきましたが、より一層多くの意見、声を集約して、さらに進めていただければと思います。

○新妻委員長

ほかにいかがでしょうか。

○安藤委員

すみません、1点、述べ忘れたので申し上げます。冒頭、補助29号線も含めた特定整備路線も、これはもう廃止をすべき対象ですよということを述べさせていただきました。補助29号線に接続する未着手の補助31号線、こちらについては、本当にこれは廃止すべきだと思っています。住環境を壊しますし、補助29号線自体がまだ事業化も50%以下だということですので、今回、この計画が15年の年間になったと、ただ、中間で見直しもするということでしたので、ぜひ品川区においては、補助31号線も廃止をとということで、廃止路線で、東京都に対して協議をしていただきたいと要望させていただきます。

○新妻委員長

ほかにいかがでしょうか。

○せお副委員長

すみません、1点だけお伺いしたいです。道路空間の再編のところ、詳細なところを見ていると、2000年のときには安全確保みたいところが理由として入ってきていたのですけれども、そういったものが消えてしまっているのか、あるのかどうか分からないのです。やはり安全のために道路空間の確保も引き続きしていただきたいなという思いがありまして、やはり安全性を確保しなければいけない、特に子どもたちへの道路空間の整備は進めてほしいなと思っています。例えばですけれども、フランスのパリのまちづくりに取り組んだ方がおっしゃっていたのですけれども、フランスでは、学校の周辺は一切道路がない、車が通れないようにした町もあるみたいなお話を伺って、すごいなと思ったのです。もちろん日本と状況が違いますし、ましてや東京とは全然違うと思うのですけれども、子どもたちのために安全確保するみたいな、そういった考え方とかが、東京や品川区でもそういった検討のところはないのかなということをお聞きしたいです。

○高梨都市計画課長

委員おっしゃられたとおり、道路に対しては、安全性の確保は最優先に取り組むべき課題であると認識してございます。

本計画の中でも、こちらは都市計画道路の整備方針という形にはなっていますが、例えば、概要版の3ページ、必要性の検証の10個の項目が下段に書いてございますけれども、その9番目ですが、命を守る道路ネットワークの形成というところで、こちらは地域に関わる項目として、区でも、こちらをマイナーチェンジしてというようなところも検証しつつ選定してきたのですけれども、身近な歩行者空間の安全性向上に資する都市計画道路、ゾーン30や通学路となっている道路などといったところで、学

校周辺であったりとか、ゾーン30をしっかりと確保していく、それを回避できるような都市計画道路の優先度が高い、必要性が高いといったところを計画の中でも位置づけているところがございます。

ふだんの区道の維持管理等も含めて、道路の安全確保については、しっかりと取り組んでいきたいと区としては考えてございます。

○せお副委員長

ありがとうございます。そうですね、ここに書いてありますね。ゾーン30とか、あと、スクールゾーンとかが今もあるのは理解しているのですが、本当に何か起こってからでは遅いと思っているし、本当に東京の道路は狭いなというところがあるので、ぜひそこも一歩踏み込んでいただきたいと思います。パリのようにしろとは言いませんけれども、一歩踏み込んだ子どもたちへの道路空間の形成は、これからも引き続き取り組んでいただきたいと要望して終わります。

○新妻委員長

ほかにいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○新妻委員長

ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

(3) 令和8年2月都営住宅入居者募集について

○新妻委員長

次に、(3)令和8年2月都営住宅入居者募集についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○川原住宅課長

それでは、私からは、令和8年2月都営住宅入居者募集について、ご報告をさせていただきます。

恐れ入ります、資料をご覧ください。

募集内容でございますが、家族向、単身者向、居室内で病死などがあつた住宅の募集となります。

2、申込用紙の配布期間は、2月2日月曜日から10日火曜日まで、配布場所は、住宅課の窓口をはじめ記載の各施設でございます。

広報の掲載につきましては、2月1号の広報しながわおよび広報東京都のほか、区のホームページに掲載の予定でございます。

東京都からのプレス発表については、1月22日を予定しております。

最後でございますが、募集冊子につきましては、1月の末、1月30日までに区議会事務局を通じまして委員の皆様へ配付をさせていただきます。

○新妻委員長

説明が終わりました。

本件につきまして、ご質疑等ございましたら、ご発言をお願いいたします。

○中塚委員

ご説明ありがとうございます。都営住宅、やはり住宅に困窮されている方が多く、申し込む方が増えているわけです。これまで様々議論をしたけれども、東京都は都営住宅をつくる考えはない、品川区は、東京都に都営住宅の増設を求める考えがないということで、やはりこうした姿勢は改めるべきだと改め

て述べたいと思います。

参考資料に、令和6年8月募集の単身者向の倍率を見ると、いよいよ134倍、1戸の部屋に対して134人が申し込む異常な高倍率だと思います。

令和7年2月の単身者向の募集は、高齢者のみですけれども、92倍ということで、2つの部屋に185人が申し込んでいる。家族向も、令和7年2月では、11戸の部屋に228人が申込み、倍率が20.7倍。この134人、185人、228人の一人一人を伺うと、本当に切実な思いなのだろうと私は受け止めております。

以前にも聞きましたけれども、都営住宅のニーズが高いということを区はお認めになるのか。認めるのであれば、多様な住宅、民間アパートの誘導ではなくて、今まで民間に住んでいる方が都営住宅に申し込んでいるわけですから、都営住宅の増設こそ改めて必要だと思いますけれども、いかがでしょうか。

併せて、今日は再開発についての議論を様々させていただきましたけれども、一方で、億ションを、タワーマンションをどんどんと誘導しながら、都営住宅、これだけ切実な声、実態が浮き彫りなのにつくろうとしない。こうした住宅施策は、いよいよ転換すべきだと思いますけれども、いかがでしょうか。

○川原住宅課長

2点ご質問をいただきました。まず1点目は、このような単身者、家族向、それぞれの申込者数と戸数の倍率を見て、ニーズが高いと認めるのかといったご質問に対してでございます。

こちらは、都営住宅の募集という形でございます。当然、申込者数は品川区民の方もいらっしゃれば、区外の方もいらっしゃる人数ということでございますので、都民の方が申込みできる一定の要件に基づいて申込みをいただいているものでございます。都全体というところで見ると、品川区に限らず、やはりこういった都心部に関しては、申込みの倍率が非常に高い状況が、品川区に限らず伺えるということとは認識しているところでございます。

その中で、区としてできることというところでは、やはり都営住宅の増設に関しては、東京都のマスタープラン、計画等に基づいて実施されるべきもの、都が考えていくべきものではございますが、それに基づいて、区としても、品川区のマスタープランに基づいて、住宅政策は今後検討していく必要があると考えてございます。現状は、今、品川区の住宅課で行っている民間賃貸住宅の入居あつ旋というところでは、令和3年以降、600以上の世帯の方に入居の申込み、ご決定をいただいているところでございます。やはりそこは、8割と、高齢者の方が非常に多いところでございます。なかなか単身で、一人で不動産会社を回っても決まらない方へ、区の協力不動産会社に、この計画に基づいて民間賃貸住宅のあつ旋をしているところでございます。引き続き、申込みの相談の窓口を、こういった公営住宅の相談窓口だけではなくて、民間賃貸とあわせて様々な相談を実施していきたいと考えているところでございます。

もう1つ、2点目の再開発に対しての住宅政策も先ほど申し上げたとおり、都、区、都のマスタープラン、あとは区の全体のそういった住宅施策に係る計画に基づいて検討していきたいと考えてございます。

○中塚委員

単純にこれだけの倍率を見て、都営住宅のニーズは高いのかと聞いても、高いとも高くないとも言わず、申込みが高いというだけで、こうした区民の声を正面から受け止めようとする品川区政は転換が必要だと思います。これだけの数字を見せつけられながら、なぜニーズは高いと認めないのか。これは率直に申込みが高いことを認めているのだから、都営住宅のニーズが高いということを認めることが、

そんなに難しいことなのですか。ニーズや申込みの高さを受けて何をするかは手法の話であって、区民の暮らしの実態は、都営住宅のニーズは高いと私は思うのです。だから、それを認めるべきだと質問したのです。改めて、都営住宅のニーズが高いことを認めるのか、なぜ認めないのか伺いたと思います。

そして、民間アパートのあっ旋といういつもの答弁ですけれども、今、民間のアパートに住んでいる方が都営住宅に申し込んでいるのです。理由は、民間よりも安いからです。住環境がいいからです。この議論も以前させていただきましたけれども、民間アパートのあっ旋では、都営住宅増設の代わりにはならないと、この点は指摘しておきたいと思います。

最後に、再開発について。

繰り返しになりますから述べませんが、億ションはつくるのに100億円、200億円の税金を使いながら、都営住宅をつくったり、区営住宅をつくったり、こうしたことには金を使わない。こうした区の姿勢は根本から改めるべきだと思います。

最初の都営住宅のニーズのところだけご答弁をお願いいたします。

○川原住宅課長

都営住宅のニーズに関するところについて、再度ご質問をいただいたところでございます。

区としては、都からの依頼に基づき、都営住宅の募集の案内、こういったお知らせを行っているところでございまして、それに基づいた参考倍率を載せさせていただいているところでございます。

都営住宅のこういったニーズであるとか、戸数であるとか、申込倍率については、この記載のとおりでございまして、区としては申込みの状況でしかご説明ができない立場ではあるのですが、引き続きこういった倍率を見ながら、区としてできる困窮者に向けた住宅政策をしっかりと行っていきたいと考えてございます。

特に、民間賃貸住宅では、セーフティネットの専用住宅であるとか、居住サポート住宅の家賃低廉化もしっかりと実施をして、住戸の確保は引き続き民間賃貸住宅のほうでも重視して行っていきたいと考えてございます。

○新妻委員長

中塚委員、少し申し上げますが、今日は都営住宅の入居者募集についての報告であって、住宅施策に関することがテーマではございませんので、その点をご留意いただきまして、お願いいたします。

○中塚委員

一言、意見だけ。

都営住宅のニーズが高いことをなぜ認めないのかと質問しましたが、ニーズが高いと認めることはありませんでした。区民の苦しい暮らしの実態が区には届いていないのだと思います。こうした森澤区長の住宅施策は根本から転換すべきだと述べて終わりたいと思います。

○新妻委員長

ほかにかがでしょうか。

○安藤委員

今の質疑に関連して、1点だけお伺いしたいのですが、住宅に困窮した方の住宅施策については、住宅マスタープランが含まれている区のマスタープラン、まちづくりマスタープラン、これに基づいて検討していく必要があるということでしたけれども、現状、区のマスタープランで、区営住宅については、どのような位置づけになっているのかだけ教えていただければと思います。

○川原住宅課長

マスタープランにおける公営住宅の部分の記載については、公営住宅の維持というところで上げさせていただいております。管理も含めてです。なかなか老朽化している住宅が多いですので、そういった適切な更新を図って、修繕等もしっかりと行って、住みよい住環境を提供してまいりたいというふうな思いでございます。

○安藤委員

維持と管理だということでしたけれども、やはり今のどんどん家賃が上がって行って、しかも低廉な住宅は建て替えてどんどんなくなっていくという状況ですので、それはやはり今の維持管理というだけの政策は、私も見直しが必要だと思いますので、そちらを改めて求めたいと思います。区営住宅は増設が必要だと思います。

○新妻委員長

ほかにいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○新妻委員長

ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

(4) 東海旅客鉄道（株）が公表した道路隆起の発生原因と対策について

○新妻委員長

次に、(4)東海旅客鉄道（株）が公表した道路隆起の発生原因と対策についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○大石まちづくり立体化担当課長

私からは、東海旅客鉄道株式会社が公表した道路隆起の発生原因と対策について、ご報告いたします。資料をご覧ください。

令和7年10月28日に西品川一丁目の区道で発生した道路隆起につきましては、これまでJR東海がリニア中央新幹線のシールドトンネル工事が事象の発生をもたらした可能性があると言及した上で、因果関係の調査を実施してまいりました。

この件に関しまして、令和7年12月22日に、JR東海が因果関係を認めた上で事象が発生した原因と対策を公表しております。

1、これまでの経緯でございます。

JR東海は、令和7年8月25日に本格的な掘進の開始後、10月28日に道路隆起の事象が発生、確認されました。

区は、発生した事象を区民の安全安心を脅かす重大な事象として非常に重く受け止めていたことから、同日にJR東海代表取締役社長宛に緊急的に文書により申入れを行っております。

JR東海は、因果関係を調査中と公表するとともに、事象発生確認後から巡回点検や路面計測を継続的に実施し、11月20日からは、調査の一環として道路の掘削調査を実施してまいりました。12月18日には、取りまとめた発生原因と対策を有識者らで構成している「トンネル施工検討委員会シールドトンネル部会」に諮問し、委員からは、今後の掘進に当たったの助言があったとのことであります。部会での意見等を踏まえた上で、12月22日に発生原因と対策が公表されました。

次に、2、JR東海が公表した発生原因と対策でございます。

恐れ入りますが、資料4枚目をご覧ください。

こちらは事象発生の推定メカニズムでございます。

今回の事象は、チャンバーと呼ばれる泥土を充填している箇所に削った土砂以外に空気がたまった状態で掘進をしていたところ、地表まで空気が到達する経路が存在する箇所に遭遇した際に、チャンバー内にたまった空気が短時間のうちに多く漏出し、地表付近まで到達後、土とともに舗装盤を押し上げたと推定されています。

資料5枚目をご覧ください。

原因と対策でございます。

資料上側、空気がたまった原因でございますが、JR東海は、国交省策定のガイドラインなどを踏まえ施工管理を行っており、監視していたチャンバー圧力は管理目標値内に収まっていましたが、鉛直方向の分布がバランスよく保たれていないことが分かりました。この原因として、チャンバー内に空気が一定程度たまっていたものと考えられています。

チャンバー内の空気につきましては、適宜抜きながら掘進していたとのことですが、空気を抜く頻度や量が十分でなかったため、一定程度たまったものと考えられています。

次に、資料下側、再発防止の対策です。

JR東海は、今後の掘進においては、空気を抜く頻度や量を決めて施工管理を行い、チャンバー内に空気をため過ぎないように管理を行っていくとしています。

また、適時に空気抜きを実施するため、チャンバー圧力の分布がバランスよく保たれていない傾向を検知した際、アラートを通知する機能を新管理システムに新たに搭載するとしています。

1枚目の資料にお戻りください。

3、公表を受けての区の対応でございます。

区は、今後開催が予定されております一斉説明型・オープンハウス型説明会において、原因と対策の丁寧な説明の実施とともに、区民からの不安や懸念の声を真摯に受け止め、丁寧な対応を行うよう改めて強くJR東海に要請を行ったところでございます。

最後に、4、説明会の開催でございます。

JR東海は、公表した発生メカニズムや原因、再発防止に向けた対策について、記載の日時、場所で、オープンハウス型と一斉説明型、いわゆる教室型の説明会となりますが、こちらを開催し説明する予定となっております。

○新妻委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言をお願いいたします。

○安藤委員

まず、説明会なのですけれども、今までも住民の方などからも要望が出されておりましたし、共産党としても、教室型説明会、今回は「一斉説明型」という名前なのですけれども、こういったものを求めてまいりました。なかなかそういった説明会を「求めます」という言葉が聞かれなかった中で、先日の一般質問等への答弁の中で、区からも要請があったと。JR東海の秘密主義といいますか、閉鎖的な体質を私たちもふだん感じているのですけれども、面会人数を絞ったりとか、文書では絶対回答しないとか、ファクスやメールでの受付もしないということで、どうなっているのだというような企業なのですが、今回、一斉説明型を実施するという事になった。やはり品川区、地元の自治体からの要望力の大き

きさというか、やはり区が求めることにはすごく意義がある。大きな意味があるのだなということを実感させていただきました。今回そういった要請をしていただいたことに関しては、感謝申し上げたいと思います。

少し前置きが長くなってしまったのですが、説明会について。1時間となっているのですけれども、中小企業センターでやるわけですね。日曜日の夜と月曜日の夜の1時間、6時半から7時半ということなのですが、これ、どう見ても短いと思うのです。中小企業センターは9時半に全部撤収しなくてはならないのですけれども、準備、片づけも含めても、9時ぐらいまでは十分使えるという会場になっています。これ、あまりにも短いと思うのです。区には、このことについて、ぜひ時間延長をJRに求めていただきたいのです。それはいかがか、伺いたいと思います。

○大石まちづくり立体化担当課長

今回の一斉説明型の説明会でございますが、開催時間が1時間となっております。

こちらは、JR東海からは、説明資料に沿って地域の皆様へ一斉にご説明の後、質疑の時間も設ける予定であるということ、また、一斉説明型終了後も、並行して行っておりますオープンハウス型の説明会も開催してございますので、受けきれなかった質問はそちらで承りたいと考えていると聞いているところでございます。

委員より、区として、説明会の開催時間を延長してほしいというお話、求めていただきたいというお話もありました。いただいたご意見につきましては、東海にしっかりと伝えさせていただきたいと思えます。

○安藤委員

伝えていただくことは結構なのですが、やはり区として、時間、これ、延長を求めてほしい、主体的に区的意思として求める必要があるのではないかと思います。やはり区として要請し、実施されるものなわけですから、区としても成果になるわけです。その上で、少しこれ、時間が足りないのではないかとということで、区的意思として求めていただきたいということはいかがかと。

要請する上で、前提として、これ、短過ぎるという認識はないのか、そこを伺いたいと思います。

○大石まちづくり立体化担当課長

1時間の開催が短いか長いか、時間の長さというとなかなか難しいところであるかと思うのです。では、何時間ならいいのかという議論になってしまうのですけれども、JR東海からは、一斉説明型の説明会だけでなく、地域の皆様や時間の制約なく来場できるオープンハウス型も並行してやっていて、受け切れなかった質問はそちらで対応するというところで聞いておりますし、JR東海が時間については、この時間が適切だということで判断して設定したと聞いているところでございます。

○安藤委員

そこら辺については、別に10時間やれとか言っているわけではないのですが、少なくとも1時間は短いという認識は持っていただきたいと思います。

それで、経緯についてなのですが、経緯と書いていますけれども、11月20日に行った道路掘削工事があるのですが、これは、結局何を目的にした掘削工事か、何が分かったとJR東海から伺っているのか伺いたいと思います。これも建設委員に情報提供もあったわけですから、その上で行われたものなので聞きたいと思います。

それともう1つ、併せて、「トンネル施工検討委員会シールドトンネル部会」に諮問したとあります。12月18日です。この部会のメンバーが、JR東海と果たして本当に利害関係がない方々で構成

されているのかどうかは分からないのです。品川区としては、このメンバーを把握されているのか。委員長の方は公表されているようです。把握されているのか伺いたと思いますし、また、どのようなものを諮問して、その内容、結果については、JR東海からの発表はないと思うのですが、区としては説明を受けているのか、このような諮問をしました。このような結果でしたということを知っているのか、何か見せてもらっているのか、そこら辺を伺います。

○大石まちづくり立体化担当課長

まず1点目の道路掘削調査の目的でございますが、こちらは、これまででもご説明してきたとおり、路面下を最大3m程度掘削して、地盤の状況であったり、既に埋められております埋設物の状況を確認するために行ったと聞いているところでございます。

こちら、JR東海からは、調査の結果、道路使用において安全上問題のある空洞は確認されず、埋設管などインフラ設備にも異常がないことを改めて確認したと。また、掘削調査におきましては、長さ約2.2m、幅約0.4m、深さ約1m程度の空隙が発見されたところでございますが、併せて、舗装盤下の泥の滞留を確認したと聞いているところでございます。

2点目の専門部会のメンバーというお話だったのでございますけれども、区といたしましても、公表されている委員長以外の方のお名前は把握はしておりません。

また、専門部会での結果でございますが、こちらはインターネットのほうに議事概要が公表されておりまして、そちらを拝見すると、今後の掘進に当たっては、シールドマシンのチャンバー内に空気がたまり過ぎないように、空気の排出を適切な頻度で行い、泥土圧のバランスを保つとともに、添加剤の用い方にも留意しながら慎重に掘削を進めていくよう助言があったというふうに記載があるところでございます。

○安藤委員

掘削工事は3mなのです。後半いろいろご説明がありました。少し頭に入ってこなかったのですが、今回掘削工事を行った、検討部会にも諮問した。そして、発生原因と対策を公表したとなるのですけれども、およそ3mの掘削工事だけでは、原因と対策は分かるわけではないと思うのです。その結論に至るまでの調査は、この掘削工事以外何か行ったと伺っているのでしょうか。区民は、この調査しか聞いていないのです。あと、せいぜい当日にスキャンニングして、穴があったかどうか確認したぐらいで、いきなり結論がポンと出ていて、これでなぜこういう結論に達したのかがさっぱり分からないと思うのです。伺いたいのは、この掘削工事以外に、こういう調査をした、こういうデータを見たとか、データを分析したとか、どういう検証が行われてこういう結論になったのかということ。この掘削調査以外に何か区は聞いているのか、そちらをお伺いしたいと思います。それが1点です。

併せまして、前回の請願審査があったときに、JRに対しては強い姿勢で引き続き臨むのだと、そういうふうに区がおっしゃっていたものですから、その意味を質問したら、その意味としては、JRの説明を鵜呑みにしないことだと区は課長が述べたのです。そういうふうなことから照らして、今回のJRが発表した原因と対策について、品川区としては、どう受け止めているのでしょうか。この原因と対策についてのJR東海による区民への丁寧な説明になっているというふうに区は考えているのか。区が原因と対策の丁寧な説明の実施を求めているわけですが、今回の発表は、そういうふうになっていると考えていらっしゃるのか伺いたと思います。

○大石まちづくり立体化担当課長

掘削調査以外の現場でやられた調査という意味合いかと思われまます。これらの調査について、報告を

受けているかというところなのですけれども、私たちとしては、掘削工事以外でJR東海が現地で何か調査をやったということは、聞いてはおりません。

一方で、路面の計測であったり、酸欠空気の測定であったりは実施しているというふうには聞いております。実際に掘り返して行った掘削調査以外に、具体的な調査として何か受けているものはございません。あくまでこちら調査の一環として行われているものであって、今回の原因も、あくまでメカニズムという形で出ております。今回、掘削調査を行ったのは、実際に舗装盤面が上がってしまったという実害が出ておりますので、そこの直下にあります埋設物の状況だとか、地盤面の状況を確認するという目的で実施されたと認識しているところでございます。

次に、以前述べた強い姿勢、JR東海の説明を鵜呑みにしないとご答弁させていただいたところでございます。JR東海からは、掘削調査が終わった後、資料がまとまった段階から順次、調査結果や発生原因、対策について、適宜、報告・説明を受けてきたところでございます。その中で、今回、原因と対策がご説明があった際に、原因につきましては、専門家委員会のほうにしっかりと諮問し、内容を説明してきていると伺ってございます。あまり知見がない区として、そこまで言えることがないのかなというところでございますが、一方で、対策につきましては、区として区民の生命と財産を守るといった視点から、最初に説明を受けたいいわゆる施工管理の強化だけでは、やはりなかなか区としても受け入れられないかなと感じまして、ヒューマンエラーを抑制できるような仕組みはできないのですかと、区としてしっかりと申し上げさせていただいたところであります。今回、システム改修を行ってアラートシステムが搭載されるというところで、一定、区としての要望が1つ通ったのかなと感じているところでございます。

また、丁寧な説明でございますが、まだこれから説明会が行われます。まずはその状況を見て、しっかりと対応してまいりたいと考えているところでございます。

○安藤委員

掘削については、あくまで調査の一環だと。ただ、今のご説明ですと、一環ということですので、ほかにもあるわけで、どのような調査が行われてきたのかは、適宜、報告や説明を受けてきたというふうな説明もありました。区としても、具体的にこういう調査をやった上での結論ですよということは聞いていない、そういうふうには聞こえてしまいましたが、そちらでいいのか。それとも区民が知り得ないような、知っていないような情報を区独自でつかんでいるのか、改めてここは伺いたいと思います。

原因については、専門家の意見を聞いたというところでよしとしているというようなご答弁だったと思いますけれども、先ほど少し聞いたように、専門家が、どういう方々なのかということが公表されていないのです。そして、それは第三者なのかという指摘もあるのです。なので、そこについては鵜呑みにしてはいけないのではないかと私は思いますし、そのためにも、どういう方々なのかということは、区としても正していくというか、把握していく必要があるのではないかと思います。

対策については、一定、ヒューマンエラーを起こさないような措置をということを要望したと。それが一定取り入れられたということは分かりました。

これでどの程度抑制できるのかということが分からないところなのですけれども、今回の対策についての区の評価をもう一度伺いたいと思います。

○大石まちづくり立体化担当課長

道路掘削調査以外の調査をやっているのかでございしますが、区として把握しているものはございません。

次に、専門家は第三者なのでございます。トンネル部会の委員については、J R 東海から学識経験者や地盤の専門家など、あくまで第三者の立場でご意見をいただいていると聞いているところでございます。

今回の対策でどの程度抑制されるのかでございしますが、こちらはなかなか答えが申し上げにくいところではございますが、やはり今回示されたもともとの原因が、やはり一定の施工管理の不足ということで、対策が施工管理の強化というところでございしますので、まずは示された再発防止策が J R 東海の責任においてしっかりと履行されることが重要と考えているところでございます。

○安藤委員

分かりました。

最後ですけれども、今回、2月1日と2日に説明会を計2回でしょうか、その時期に1回ずつやる。しかも、原因は推定だということ、到底これで区民が納得できるとは思えないし、私自身も納得できません。先ほど、区は専門的な知見を持ち合わせていないという話もありました。J R は、今回、原因と対策を示したら工事を再開すると言っていたわけです。今も言っているのかな。工事が再開すれば、住宅地に入っていくわけです。正直どうなるか分からないけれども、このまま入ってしまえというわけにいかないと思うのです。なので、私は、公聴会を開き、そこに J R 東海が選んだ方ではないきちんとした専門家の方を呼び、そして、J R の説明に対して意見を述べていただく、それをみんなが聞く、そういう場を、少なくとも設けた上ででない次に進んではいけないと思うのです。そこについて、ぜひ区として、国に求めていただきたい。私は、区自身がやっていいと思うのです。区民の話です。品川区に入っているわけですから、区としてでもいいですし、あるいは、国に開催を求めるということをやっていただきたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。そして、事実関係として、J R は、この説明会が終わったら、もう再開すると言っていましたか。最近、ごめんなさい、記述が見当たらなくなってしまって、そういう考えなのですよ。そこだけ確認させてください。

○大石まちづくり立体化担当課長

2点ご質問をいただきました。

まず1点目の公聴会についてでございます。区といたしましては、あくまでこちらは J R 東海が国に認可されて実施している事業でございますので、J R 東海の責任において、しっかりと説明と確実な履行を実施することが何よりも重要と考えているところでございます。

2点目の説明会後に再開するのかがございますが、今聞いているのは、説明会実施後に、いつかというところは聞いてはいないのですけれども、再開の準備を進めていくとは聞いているところでございます。

○安藤委員

ぜひ、このまま進めるわけにいかないと、私たちはそういうふうには思っています。そこは申し上げておきたいのと、最後にすみません。先ほど、公聴会について、J R 東海の責任において説明すべきものだ、ありました。いつもこうおっしゃっているわけです。

あと、こういうことも言いますね。認可権者でもないのですと。よくおっしゃっていたような記憶があるのですけれども、認可権者は誰かということ、国なのです。国に対してぜひ公聴会の開催を求めていただきたいと思うのです。これは要望といいますか、いかがかということ、これで終わりにしたいと思えます。いかがでしょうか。

○大石まちづくり立体化担当課長

国に開催を求めるといふところもありますが、あくまで現時点ではJR東海が、これにつきましては、国から認可を受けて実施している事業で民間事業でございますので、あくまでJR東海の下でしっかりと対応を行っていくことが重要と考えているところでございます。

○新妻委員長

ほかにいかがでしょうか。

○中塚委員

12月22日にJR東海より発生の原因と対策が公表されました。私は、今回の西品川一丁目の箇所が、万が一もう少し手前であったならば、電車の線路を持ち上げることになるわけで、下手をしたら脱線、横転、重大事故につながっていたと思います。また、さらに交差点の先であれば、マンションや戸建て住宅があるわけで、そこで起きれば、そこにお住まいの方々の生活はできなくなってしまう。10mにわたって区道を隆起させたわけですから、深刻な事故だと思っています。それにしても、12月22日のJR東海の説明資料が、メカニズムがA4、1枚、原因と対策も僅かA4、1枚のみ。私は不誠実だと思っています。

前回の建設委員会で、区は、鶴呑みにしないという説明をしておりました。今、やり取りがあつて、質疑があつて少し見えてきたのですけれども、伺いたいのは、先ほどの説明だと、発表したのは12月22日以降ということです。区のほうでは、適宜、報告と説明があつたと。その中でも様々、いろいろ要望もしてきたといふところをもう少し詳しく伺いたいと思います。

さっきの説明ですと、施工管理の強化だけでは受け入れられないと、ヒューマンエラーの抑制が必要だと、システムの改修、アラートの設置等という説明がありましたけれども、施工管理の強化だけでは駄目だと、ヒューマンエラーを減らすことが必要なのだと、アラートの設置が必要、この状況を詳しく伺いたいと思います。

これは区長名か何かで要望したのか、それとも担当者レベルでのやり取りの中なのか、区として、様々、JR東海に意見を言っているのであれば、どういうものなのか、もう少し詳しく説明してほしいということが1つ目です。

2つ目は、公表を受けての区の対応です。区民の声を受け止め丁寧な対応を行うよう改めて強く要望と言いますけれども、僅かな説明資料の原因と対策、説明会も僅か1時間、この対応に区は納得しているのか。納得しているのかといふところをご説明いただきたいと思います。

先ほども、説明が1時間は短いとも言えない。区の姿勢はみっともないなと思うのです。今日は建設委員会ですから建設委員会のこと以外は言いませんけれども、羽田新ルートのおきも、補助29号線の問題など各種道路の問題も、再開発の説明も、説明会と言ったら、大体2時間はとっています。質問者が手を挙げている状態が続きながらも司会者は打ち切って、あとは個別で前のほうに来て対応しますと、私、こういうことを何度も見てきました。それでも不十分だと私は思います。区がやっている説明よりも短い1時間を短いとも言えない、森澤区長が区民の立場に立つべきです。JR東海を擁護すべきではないです。そう思いませんか。僅かな説明資料と僅かな説明時間で区は納得しているのですか。引き続き丁寧という言い方をしているから、不満があるといふことでいいのですか。1時間が短いとも言えないといふのは、本当に駄目だと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○大石まちづくり立体化担当課長

2点、質問をいただきました。

まず1点目の施工管理の強化だけでは駄目だといふ、冒頭、私がお話したところでご発言があつた

かと思うのですが、私が申しましたのは、施工管理の強化だけでは安全が担保されないのではないのでしょうかというお話をJR東海にさせていただきました。その強化策だけでは、やはりどうしても操作をしているのは実際に作業員の方でございますので、そちらの方々に、しっかりとそういった事象の傾向があらわれるような何かしらの注意喚起とかができないのですかというプラスアルファの対策を私は求めております。こちらは担当者レベル、私が東海から説明を受けた際に要望させていただいたところでございます。

あと、JR東海の対応が不誠実で対応に納得しているのかというところでございますが、こちらは納得といいますか、あくまで東海がこちらの説明の時間と、並行して行うオープンハウス型説明会、こちらのほうでしっかりと対応していくという報告を受けております。

時間が短いか長いかという議論は一定あるかと思いますが、JR東海からは、その中でしっかりとご説明をして、受け切れなかったものに対してはオープンハウスのほうでも説明していくと。また、説明会以降も、事務所でしっかりと個別で対応させていただくということで、丁寧に説明していくと聞いているところでございます。

○中塚委員

前後して、先に説明会1時間問題ですけれども、JRがしっかりとやるからそれでいいという態度は本当にひどいなと思います。どう考えても1時間などあり得ないではないですか。大体区も今までそうしてきた。ここに出席されている方は様々な事業の説明会を住民に対してやっていますけれども、それでも1時間半、2時間を取っておくのです。区の物差しよりも短い説明を短くとも言えない。こうした姿勢は、結局、区民の立場ではなくJR東海を擁護するものだと思います。

冒頭の区の担当者レベルのやり取りですけれども、施工管理の強化だけでは安全が担保されないと思った。なるほど。などで、操作しているのは人間なのだから、プラスアルファでアラートということですが、もう少しそこを詳しく聞きたいのです。施工管理の強化だけでは安全が担保されないというJRに言ったと、どうしてなのかということです。

シールド工事の技術的なことになると、私も専門家ではないので、むしろ品川区の、技術者の方のほうが詳しいと思います。技術者がJR東海の説明を聞いて、施工管理だけの強化ではない、要は足りないと、安全が担保されないと思ったのはとても大事なことだと思うのです。やはり区民の安全、生活の安全、行政が立つべき立場に立つからこそ、それでも安全が担保されないと判断して担当者レベルで要望しているわけですから、もう少し施工管理の強化、要は足りないと思ったところを伺いたいと思います。

要するに、空気がたまって噴出してアスファルトを持ち上げたということなのですが、私、いまちJR東海の説明が足りないと思っているのは、なぜ吹き出す空気をコントロールできなかったのかという点なのです。施工管理、ヒューマンエラーと言いますが、ある意味、人はミスをするから、二重、三重の安全システムが本来あるべきなのです。どのような機械も、どのようなシステムも、人が監視している以上、ミスが起き得るから、ミスが起きたときを防ぐための二重、三重の安全システムがあるはずなのです。今回、それがなぜないのか。これはJR東海に聞きたいことなので、区から何かご説明を受けているのかと、区は何か説明を受けているのかという質問になってしまうのですけれども、このようなシステムがあるのかなと思うのです。泥をかき出す頻度や量が十分ではなかったというけれども、なぜ十分ではなかったのか、なぜ不十分だったのか、それがなぜ人がミスしても二重、三重のシステムがなかったのか、施工管理の強化だけでは駄目だと思った品川区なわけですから、そこをも

う少しご説明いただきたいと思います。

○大石まちづくり立体化担当課長

私のほうからお話しさせていただいた対策に関連してでございます。今回の原因といたしましては、チャンバー内に空気が一定程度たまったというところで、原因と対策の資料5枚目に書かれておりますが、一定、泥土圧の計はそれぞれ基準値内に収まっていたが、バランスよく保たれていない状況が続いていたと。このような状況が発生したというところは、やはり作業員もこれまで進めてきて、実績としてこれまで起きなかったため、これまででは上限と下限の中で管理をしていたと聞いているところでございます。

ただ一方で、今回このような事象が起きている状況がありまして、このまま進めていっても、また同様な事象が起きる可能性は十分考えられます。なので、施工管理を強化することにプラスして、何かしら中央制御室、いわゆる掘進をコントロールする場所で、しっかりと視覚的に捉えられるシステムが何か必要なのではないですかというお話は私のほうからさせていただいたところでございます。

2点目の吹き出す空気を管理できなかったのかというところでございますが、区といたしまして、事前に何か、もともとこういうシステムですよというお話は受けてございません。こちらは、今回、気包剤を攪拌する中で、何らかの要因で空気になったと考えているとJR東海からは聞いてございます。

それに対して、適宜抜いていたというところでございますが、やはりこれも実際どれぐらい掘ったらどれぐらいたまるかということは、一定数の数値ではあらわれてこないところだと思われまので、しっかりとそこに対しては、先ほど言ったアラートの関係もそうですけれども、何かしらで分かるような予防保全型の管理ができれば一番いいのかなというところでこういったお話をさせていただいたところでございます。

○中塚委員

なるほど。僅かな資料の中だけでは読み解けないいろいろな事情が今の説明で少し分かってきたわけですが、いずれにしても、区はそれ以上の説明を受けたり要望したりすることは当然やるべきだと思います。JR東海の説明はあまりにも足りないなということが改めてよく分かりました。

今、泥土圧の話がありました。基準値内だったけれども、バランスが崩れて空気がたまったということですね。上方と下限の基準の中にはあったのだけれども、重大な事故につながったわけですね。そうすると、この上方と下限の基準自体に問題はなかったのか、あったのではないかという検証がされるべきだと思うのです。JRの説明資料には、そこは何も触れていないのです。基準の中だったけれどもバランスが崩れたという言い方ですから、この基準自体が、安全上、緩いものではなかったのか、そこはJR東海は品川区に何と説明しているのか、そこを伺いたいと思います。

二重、三重の安全システムがないということにも驚くのですけれども、なぜないのかということと、品川区が求めたアラームが新たに設置されるということですが、アラームの基準は、区は何か説明を受けているのか、それが安全上、合理的なものなのか、JR東海の説明では何もないのです。何の根拠を示すデータもないのです。つけますというだけで安心する方はいないと思うのです。アラームの設置と言いますが、その基準は、安全上、合理的なものなのか、何か区はそもそも説明を受けているのか、JR東海はなぜ根拠となるデータも示さないのか、そこをご説明いただきたいと思います。

○大石まちづくり立体化担当課長

各泥土圧の基準値にそもそも問題があったのではというところでございますが、こちらの基準値につきましては、詳細な資料が今ないのでお答えできないのですけれども、一般的に用いられている基準値

よりも厳しく設定しているとはJR東海からは聞いているところでございます。

また2点目のアラームの基準というところでお話があったところでございますが、現在まだ、どういったシステムにするのかは、まだ報告は受けてございません。

一方で、掘進する際の空気を抜く頻度や量を決めて施工管理を行い、チャンバー内に空気をため過ぎないように管理を行っていくことがまずは大前提としております。

チャンバー圧力の分布がバランスよく保たれていない傾向を検知した際にアラートが通知する機能をシステムに新たに追加するということまでは聞いているところでございます。

こちらにつきましては、実際に画面に出るだけではなく、実際に作業されている方にも通知されて適切に施工管理が行えるよう、システム上でも担保していくと東海からは聞いているところでございます。

○中塚委員

泥土圧の上方、下方は、一般的な基準よりも厳しくしているとの説明ですけれども、一般的な基準よりも厳しくしていることが安全を担保する基準なのかという問題なのです。シールド工法はとても複雑だということは私なりに勉強させていただきましたけれども、一般的に厳しくしているからといって、それが安全が担保されているものでなければ、同じようなことが起きるということになり得るわけですよ。しかも、一般的に厳しくしているのに事故が起きたわけです。泥土圧が一般的な基準値よりも厳しくしているのに、なぜ事故が起きたのか、つながったのか、その説明をJR東海は品川区に何かしているのか、資料からもそこは読み取れないのです。少なくともJRはそこを品川区と区民、住民に対して説明すべきだと。基準値よりも厳しくしているのに、なぜ事故が起きたのか。下手くそだったのか、システム上の問題だったのか、やはりその分析がなければ対策につながってこないと思うので、この点、JR東海が明らかにすべきだと思いますが、いかがでしょうか。

もう1つ、アラームの設置ですけれども、システム上、報告は区にはないということです。しかし、JR東海は、担保していると、根拠もないのにきちんとやっていると言われても、安心にはつながらないわけですね。このアラームのシステムの報告、この基準で安全が担保されている、この報告をJR東海は品川区にすべきだし、担当者であれば一定の知識があるから、それが合理的なのかどうか判断できるし、合理的な判断でJR東海に要望もできるし、また、アラームのシステムも、言わば今回の事故を繰り返さないための最後の砦となるシステムなわけですから、こういうシステムにしますという数字やデータを根拠にした安全の説明が必要だと、示されるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○大石まちづくり立体化担当課長

質問を2点いただきました。

まず1点目の事故がなぜ起きたのかというところでございます。そもそも安全を担保する基準が適切であったかでございますけれども、基準値につきましては、先ほど申したとおり、一般的に使われている基準値より厳しめに設定していると。それがでは安全を担保できるのかにつきましては、今回このような事象が起きているので、基準1つ1つがそれに対して事象を発生させたとは区としては考えてはいないのですけれども、こちらの原因と対策に記載されているとおり、各泥土圧のバランスが保たれていないことが1つの原因としてあります。こちらがおのこの泥土圧計としては基準値に収まっているけれども、鉛直方向にバランスよく保たれていないことが大きい原因だったと捉えています。

こちらの原因がチャンバー内に空気がたまっていたからこのような発生をしたというところでございますというふうに聞いているところでございます。

また、JR東海からは、施工中は常時泥土圧を監視していたが、監視している中で空気がたまってい

る傾向は把握はしていたと聞いてございます。また、空気を減らすために気泡材の調整をするといった対応は実施していたところですが、対応が完全ではなく、空気が漏出したと考えているとＪＲ東海からは聞いているところがございます。

また、システムにつきましては、先ほど申したとおり、これから詳しい報告があるものと考えているところがございますので、どういったシステムになろうかというのは、まだ現時点では把握はしていません。

一方で、しっかりと作業員に伝わるようなシステム、先ほど言ったとおり、今回の原因がこの泥土圧のバランスが保たれていないというところですので、そちらの傾向があらわれたら発報されるようなシステムになるものと考えているところがございます。

○中塚委員

そろそろ時間もあれですけれども、なるほど、今の説明ですと、泥土圧については、中央監視システムで監視していて、たまっていたことは把握していたと。資料には書いていないのですが、今の説明だと、職員は、たまっていたことを把握していたと。新事実です。区を責めているのではないです。本来、ＪＲ東海が公表すべき中身の事実です。そしてもう１つが、ただ対応が完全ではなかったということなのです。私は、この新事実について、ＪＲ東海はまだ説明すべきことを説明していないあらわれだと改めて思いました。なぜたまっていたことを把握していたのに対応が完全ではなかったのか。ヒューマンエラーとＪＲ東海が認めるのであれば、なぜそれが起きたのか、そして、なぜ二重、三重の安全システムがなかったのか、そこをＪＲ東海は区民に示すべきだと思うのです。

今回の僅かな資料の原因と対策、Ａ４、１枚ですから、この説明では、ＪＲ東海の対応が不十分だということは区の説明でも明らかだと思うのです。なので、追加の資料や追加の説明も含めて、新たな原因と対策のＪＲの公表を区はＪＲ東海に求めるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

いずれにしても、まだ公表されていない事実、公表されていない分析、公表されていないデータがある中で、工事の再開など、私は許されないとします。品川区として工事の再開の中止をＪＲ東海に求めるべきだし、また、そもそも地上に影響は与えないとしたリニアの工事が地上に影響を与えたのだから、その前提が崩れたのだから、事業認可をおろした国に対しても工事の中止を、つまり、ＪＲ東海と国に対して工事の中止を求めるべきだと。百歩譲って、一旦立ち止まって今回の現象をよく分析して、検証して、データも示して、説明も尽くして、資料もぺらぺらではなくて、それぐらいしっかりやれよというぐらい、担当者レベルではなくて、区長とも相談して、しっかり要望書を出すべきだと思います。いかがでしょうか。

○大石まちづくり立体化担当課長

今回の件につきましては、追加の資料や説明をＪＲ東海に求めるべきではなかろうかというところがございますが、現時点で、説明会でどのようなご説明がなされるのかというところは私たちも聞いていないところがございます。今いただきましたご意見につきましては、ＪＲ東海のほうに伝えてまいりたいと考えているところがございます。

また、事業の中止、再開の中止、国やＪＲ東海に求めるというところがございますが、区では、これまでも適宜な情報発信と適切な処置を講じるよう繰り返し求めてきているところがございます。また、安全対策の徹底等を繰り返し求めてきたところがございます。区といたしましては、ＪＲ東海により今回示された対策が、まずもって責任を持ってしっかりと実施されることが重要と考えております。

区民の生命と生活を守る立場から、同様な事象が二度と発生しないよう、引き続き、ＪＲ東海に対し

ましては、安全管理の徹底を求めてまいりたいと考えているところでございます。

○中塚委員

今日のやり取りの中でも、ＪＲ東海が発表した資料にはない新たな新事実が明らかになったわけです。空気が増えていることを把握しながら対応できなかったという事実です。区はそれを把握しているわけですから、説明会でＪＲ東海が何をどう説明するかはもちろん大事なことですけれども、今の時点でも、品川区長として、ＪＲ東海に対して、この新たな事実がなぜ起きたのか、その検証、データ、メカニズム、それをしっかりとＪＲ東海に文書で要望することが必要だと思うのです。それをなぜやらないのか、やるべきだと思いますけれども、いかがでしょうか。

これだけの事態が起きているのです。国に対しても、前回述べましたけれども、国が設置する（仮称）事故調査委員会を設置すべきなのです。ＪＲ東海に任せているから、ＪＲ東海がお願いした専門家に任せているから、重大な事実が今日の時点でも新事実が明らかになったように、重大な事実が伏せられてしまします。区は聞いてくれて把握していたから、今日ここで私が知ることができたわけです。このような事態が起きているわけですから、国に対して事故調査委員会の設置を、今回の事故を受けて行うべきだと、要望すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

前回も言いましたけれども、電車の事故、飛行機の事故、船舶の事故等々が起きると、国は事故調査委員会を必ず設置するのです。でも、リニアの工事については、そのシステムがないのです。なぜないのかという話はさておき、少なくともこの事象に対して、国に対して事故調査委員会の設置、ＪＲ東海が設置した調査委員会ではなく、国が設置した調査委員会を改めて区は求めるべきだと思いますが、最後にいかがでしょうか。

○大石まちづくり立体化担当課長

ＪＲ東海に詳しい説明をしっかりと求めるというところでございます。区はこれまでも複数回にわたって、要請文としてしっかりと文書で発出してきております。この中でも、工事に関する適時適切な情報の発信と、区民からの不安の声や質問に丁寧に対応することと、このような趣旨でしっかりと求めてきているところでございます。引き続き、今後も必要な要請につきましては時期を逃さず行ってまいりたいと、このように考えているところでございます。

２点目の事故調査委員会のほうでございしますが、こちらはＪＲ東海は第三者によりますトンネル施工検討委員会のシールドトンネル部会を設置してございます。そちらでの助言等を踏まえた上で、今回、原因と対策、また、再発防止策等が公表されております。

区といたしましては、まずはこの示された内容が、ＪＲ東海によって責任を持ってしっかりと履行されることが何より重要だと考えているところでございます。

また併せまして、２月上旬に行われます説明会につきましても、ＪＲ東海の責任において、区民に対してしっかりと説明して、１人でも多くの理解を得ることが重要と考えているところでございます。

○新妻委員長

ほかにいかがでしょうか。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○新妻委員長

ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

引き続き、もう少し続けてもよろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

(5) 「中小企業向け『A I 電気相談所』設立による再エネ導入・脱炭素経営促進プロジェクト」実証実験について

○新妻委員長

次に、(5)「中小企業向け『A I 電気相談所』設立による再エネ導入・脱炭素経営促進プロジェクト」実証実験についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○中西環境課長

それでは、私から、シティラボを活用しました実証実験を開始いたしましたので、本委員会においてご報告をさせていただくものでございます。

恐れ入りますが、資料をご覧くださいいただければと存じます。

本事業でございますが、中小企業向けの「A I 電気相談所」をウェブ上に開設いたしまして、事業者の皆様に最適な再エネ電力プランのご提案、それから太陽光パネル等の脱炭素関係の設置見積りおよび区や東京都の補助金情報などを提供するサービスの実証実験を行うものでございます。

資料の1の経緯でございますが、令和5年に宣言をいたしました「ゼロカーボンシティしながわ」を実現するためにも、中小企業の皆様の脱炭素化は不可欠でございます。事業者の皆様とお話をしますと、脱炭素の取組は重要であるといったことは皆様ご認識をされている一方で、なかなかそこに注力する情報、ノウハウ、人材、資金等々、リソースが足りていない部分があつて、ゼロカーボンに向けた取組に手が出しづらい状況にあるといったことがございました。

区におきましても、事業者の脱炭素化の支援は様々行ってございまして、例えば、令和6年1月ですと、株式会社エナーバンクという電力小売会社と協定を締結いたしまして、ほかの自治体と連携をしまして、首都圏再エネ共同購入プロジェクトを行って、事業者向けに再エネ電力の導入を促進してきたところでございます。

今般、令和7年9月に、株式会社タンソーマンGXというスタートアップ企業のほうから、「しながわシティラボ」を通じまして、本事業の提案がございました。中小企業の脱炭素化の一助になると判断いたしまして、実証実験の開始に至ったものでございます。

なお、本事業に関してでございますが、SDGs推進ファンドでも採択されている事業でございますので、区内での実証実験を行うに当たりまして、環境課として連携を行うものでございます。

2、実証実験の内容でございますが、ページを1枚おめくりいただきますと、パンフレットが出てくるかと思えます。こちらのパンフレットにありますQRコードからご覧いただけるものとなっております。まず、アカウント登録をしていただきまして、会社名ですとか、事業所の所在地などを事前に登録いただきますと、航空写真ベースでA Iが簡易検索をしまして、太陽光パネルの設置可能枚数ですとか、あとは省エネの可能性など、簡易診断できるといったものでございます。

その上で、その中に太陽光発電システムの導入に係る見積りのフォーム、それから、再エネ電力導入の見積りフォームが用意されてございます。それぞれの見積りフォームに関しましては、個別に入力ではなくて、図面ですとか電力明細をスキャンすることで、A Iが読み取って適切なプランをご提示するといったものになってございます。

なお、詳細見積りに関しては、小売事業者との調整が必要になりますので、低圧の場合ですと1日程度、高圧では最大で5日程度時間がかかると聞いてございます。

なお、品川区以外の自治体でも、今、先行で様々な事例が進んでいるのですが、事業者によっては、最大で20%ほど電気料金が削減されたというような事例も聞いているところでございます。

また、こちら、再エネ電力の事業者や太陽光の設置の見積りだけでなく、東京都や品川区のゼロカーボンに関する補助金情報も検索することができるような仕組みになってございまして、区のしながわゼロカーボンアクション助成、今年度から始めた助成に関しましても周知をしていただいているものでございます。

併せて、専門のコンシェルジュ機能もございまして、実際、対面で省エネ診断ですとか、そういったもののオンライン予約もできるといったものになっているところでございます。

1枚目の資料にお戻りいただきまして、項番2の内容の2つ目になりますけれども、実証実験の期間は、昨年11月27日から今年の2月末までとなっております。

また、先ほどご説明させていただきましたウェブ上画面表示に関しましては、中小企業センター、それからSHIPのほうにiPadを設置しておりまして、皆様にご覧いただけるような状況をつくっているところでございます。

こちらでございまして、12月末には東京商工会議所品川支部の会合のほうで私どものほうでもご紹介をさせていただきました。今月の21日には、株式会社タンソーマンGXのほうでセミナーを開催しまして、事業者にも周知を図ると聞いているところでございます。

区といたしましては、中小企業の脱炭素化の促進に向けまして、その支援方法、それから周知方法に関しまして、様々な事業者の方と連携をしながら、多様な角度から取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

○新妻委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言をお願いいたします。

○安藤委員

対象となる中小企業は区内にどれくらいあるのでしょうかということと、あと、ツール利用企業は、最終的に何社くらいを目標にしているのかという点。あと、今度、事業者による説明会をやるという話も最後にありましたけれども、このツールの存在をどういうふうに知らせていくのでしょうか。

また、このツールについて、利用料などは発生するのかも伺います。

○中西環境課長

中小企業の数でございまして。すみません、中小企業だけが対象ではございませんが、区内の事業者数でいきますと、令和3年の経済センサスで1万9,897事業所となっております。一応、こちらの方々が対象になるといったことでございます。

それから、こちらの導入の目標でございまして、先方の会社からは100社程度を目標にしたいといったところで聞いてございます。

説明会に関しましては、こちらのタンソーマンGXがSOMPOホールディングスとも連携を図っておりまして、SOMPOホールディングスのほうからも周知をしてもらっているような状況でございまして。

それから、このツールの使用料、今回、電力明細をスキャンして、実際、見積りの提示をもらうとこ

るまでは無料でできるものになってございます。省エネコンサル等に関しては有料の部分があると聞いているところでございます。

○新妻委員長

ほかにいかがでしょうか。

○ゆきた委員

中小企業センターと、あと、品川産業支援交流施設SHIPに端末を設置する。一方で、事業全体の所管報告は環境課が行っていますが、この体制の中で、診断結果について事業所がより詳しい説明とかアドバイス、助言を求めたい場合は、どこの所管に問い合わせることになるのかをお聞きしたいと思います。

○中西環境課長

この事業自体、脱炭素といったテーマで環境課がシティラボの実証実験の提案をお受けしたところがございます。設置に当たりましては、地域産業振興課とも連携をしながら進めているところがございます。

実際、この省エネ診断を受けた診断結果をもってどうされるかに関しましては、基本的には、環境課ではなくて地域産業振興課の経営相談とか、そういったところに回っていくような形になります。そこは直接連携しているというよりは、事業者のほうで行っていただくような形になろうかというふうに考えてございます。

○ゆきた委員

ありがとうございます。連携しながら、地域産業振興課のほうで対応ということですね。

このことに付け加えて、先ほど、対面での診断もお話があったと思うのですけれども、これは伴走型支援ということで認識してもよろしいのでしょうか。

○中西環境課長

この株式会社タンソーマンGXがやっております省エネの診断、それからご相談が、30分単位で予約ができるものになってございます。こちらに関しては、一応、ホームページ等を見ますと「伴走支援」というような表現をうたってございますので、並走しながら、もちろん時間の枠等々あるかと思えますけれども、伴走しながら支援をしてもらえると認識してございます。

○ゆきた委員

確認できました。ありがとうございます。

昨年の4月から、新築の住宅には太陽光発電が義務化されましたし、家庭からのCO2排出もかなりの割合と思われまます。委員会資料の経緯のところでは、「ゼロカーボン達成には中小企業における脱炭素化が不可欠である」とあって、家庭部門も含めた取組を併せて進めていくことが重要だと考えます。

QRを読み取ると、AIの無料相談ができることも私も確認しましたが、現在は、中小企業向けの取組として進められていることも承知してはいますが、今後の実証実験を踏まえながら、将来的に各家庭にも応用できるものなのか、検討の方向性についてお考えがあればお聞きできればと思います。

○中西環境課長

ご家庭向けにといったところがございます。実際問題、ご家庭の脱炭素化もかなり進めていかなければならないといったところは間違いのないところございまして、実際、この事業者とも、家庭向けにそういった診断のツールが使えないかといったところの話はしてございます。まずは事業者向けに、中小企業の方々向けに、今は品川モデルという形でつくっておりますが、それを今度、東京都全体にこれか

ら広げていくそうなのです。そういった形で広げていくといったところを今進めているところでございますので、まずはその部分をやりながら、ただ、この実証実験をやりながら、関係性は事業所等もありますので、家庭向けにできないかといったような相談をしてみたいと考えてございます。

○新妻委員長

ほかにいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○新妻委員長

本日はまだ報告事項が残っておりまして、17時15分を過ぎると思います。ここで1回、会議の運営上、休憩をとらせていただきまして、再開を17時10分としたいと思います。5分休憩をとって、17時10分から再開したいと思います。よろしくお願いします。

○午後5時04分休憩

○午後5時10分再開

(6) マイガーデン豊町について

○新妻委員長

次に、(6)マイガーデン豊町についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○大友公園課長

私からは、ガーデン豊町について、ご報告させていただきます。

資料は、A4判のものをご覧ください。

これまで区民農園であるマイガーデンを、南大井と西五反田の2か所で運営してきたところでございます。今回、新たにマイガーデン豊町を新設し、利用者の募集を開始してまいります。

新設の経緯といたしまして、当該土地は、令和6年9月に墓地として利用されていた土地の寄附を受けたもので、寄附者より、公園や広場として活用することを第1希望として申出があったものでございます。

敷地条件や現在運営している2か所のマイガーデンの利用状況などから、荏原地区においても区民が直接土や緑に触れ合える空間を創出するため、3月整備完了予定で工事を進めているところでございます。

次に、マイガーデン豊町の利用者の募集の概要でございます。

初年度となる令和8年度の利用期間は、6月から翌年2月までの9か月となります。令和9年度からは、4月から2月までの11か月となります。

募集数は、8区画となり、1区画は約7㎡、利用料は月2,000円、対象者は、区内在住者、福祉または教育を目的として活動する区内に事務所等を有する団体となります。

利用者の募集につきましては、1月21日号の広報しながわ、区ホームページで周知いたします。

マイガーデン豊町の住所、整備イメージは、資料の中ほど、3、整備計画のとおりとなります。

最後に、スケジュールです。

令和8年1月21日に広報しながわ・区ホームページに掲載し利用募集を行い、2月末頃に利用者を

決定・通知を行う予定です。マイガーデン豊町の利用開始は6月を予定しております。

なお、ガーデン南大井・西五反田についても同様のスケジュールで募集、利用者の決定を予定しておりますが、利用開始は4月からとなります。

○新妻委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

○安藤委員

いいことだなと思うのですが、これ、土地を取得したのがいつぐらいで、工事はいつからやっていたのかということと、それと、マイガーデンというのは、品川区としては、今後増やしていく考えは持っているのか伺いたいと思います。

○大友公園課長

土地の受領の日ですけれども、こちらの区長決定は令和5年11月となっております。すみません、少し訂正させていただきます。

寄附の申出日は、令和6年7月30日となり、そこから手続を進めたものとなっております。

続いて、工事につきましては、令和7年11月21日から実施しているところでございます。

また、マイガーデンの今後についてなのですが、マイガーデン、非常に好評を得ておりまして、区民の土、また緑に親しむ空間として非常に有効なものと考えているところでございます。土地の確保等と適地等々があれば、引き続き、拡大を考えているところでございます。

○安藤委員

共産党なのですが、補助29号線など住民も反対する特定整備路線は廃止をして、取得した用地に、福祉施設や公園などを整備する緑と福祉のまちづくりを提案させていただいています。今、こういった土地があればという話もありましたけれども、やはり私たちは、問題の多い道路用地は、早く都に意見を出して廃止して、そして、区民のためになるような使い方をしていっていただきたいと改めて意見を述べさせていただきたいと思います。

○新妻委員長

ほかにいかがでしょうか。

○ゆきた委員

南大井と西五反田の周辺で選ばれた区画では、過去に途中で利用されなくなるような放置される区画が発生したことがあったのか、確認でお聞きできればと思います。

○大友公園課長

マイガーデン南大井・西五反田につきましては、好評で、基本的には1年丸々使っていただいているところではございますけれども、途中で荒地地となるではないですけれども、利用を取りやめるような方はいらっしゃったことはございます。

○ゆきた委員

ありがとうございます。仮に途中で利用されない区画が生じた場合には、どのように考えていくのか、こちらについても確認でお聞きいただければと思います。

○大友公園課長

利用状況の確認をとりまして、まだ今後継続利用するのかなのかというところ、また、積極的に利用してもらいたいという声かけをして利用を促進しているところでございます。

○新妻委員長

ほかにかがでしょうか。

○せお副委員長

今お話のあった南大井・西五反田なのですが、これは今までは個人でしたか。今回、スケジュールは同じということなのですが、利用者募集の対象者が、この豊町と一緒になのかというところを確認させていただきたいと思います。今回は豊町は寄附があつて、利用目的もあつてというところで、すごくいいと思います。今後増やしていくというところで、土地の利用、区有地なのか分からないのですが、区有地の利用と考えると、屋上にできないのかなということは少し考えたりするので、だから、屋上と地上につくるものはどう違ってくるのかなというところの何か違いがあれば教えていただきたいなと思います。

○大友公園課長

まず、豊町の募集要件として、今回、個人のほかに、福祉または教育を目的として活動する区内に事務所等を有する団体という形で記載させていただいたところでございます。こちらにつきましては、来年度の募集の南大井・西五反田についても同様の条件となっております。

続いて、区有地ではなかなか増やすことが難しいというところで、屋上の活用はというところなのですが、屋上の整備につきましては、こちらは、すみません、第何回定例会か忘れてしまったのですが、過去、議会で施設関係のほうでお答えさせていただいたところでありまして、屋上の利用は基本的には、屋上は大体機器が載っているところがあり、なかなか整備が難しいです。また、第三者の入場等々が難しいというところもあります。入れる施設という条件が付加されるのかなとは思っています。

それ以外のところとして、上に土をどうしても持ってくるというところで、荷重制限がかかってくる。それにおいては、プランター等々のような設備によって、厚さ、深さ、そういうところの制限が生じてくるのかなというところはございます。

今、第2庁舎の屋上にプランターのようなものを設置して、子ども青空農園として開放しているところなので、非常に好評は得ているところでありまして。こちらについては幅広く適用については検討してまいりたいと考えているところでございます。

○せお副委員長

ありがとうございます。対象者のところ、区内在住者も入っていますけれども、この福祉または教育を目的として活動するという、こういうものもいいなと思っているので、ぜひお勧めしていただきたいなと思います。

区有地なのですが、今、課題は理解しました。様々区全体の、例えば、公有地活用とか、そういったところを考えながら進めていってほしいなと思いますので、よろしく願いいたします。

○新妻委員長

ほかによろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○新妻委員長

ほかには発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

(7) 橋梁長寿命化修繕計画の改定について

○新妻委員長

次に、(7)橋梁長寿命化修繕計画の改定についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○森道路課長

私からは、橋梁長寿命化修繕計画の改定について報告いたします。

資料をご覧ください。

区では65の橋梁を管理しておりますが、計画的な修繕を行い、安全な通行を確保するため、損傷が進展してから補修する「事後保全型」ではなく、小規模な損傷を計画的に補修する「予防保全型」で管理を行うため、平成22年に橋梁長寿命化修繕計画を策定しております。

その後、5年に一度の法定点検の結果を踏まえ、順次計画を改定しておりまして、今般、令和3年および令和5年に行った定期点検を基に本計画を改定いたしました。

2の区管理橋梁の現状ですが、橋梁数は65橋、架設後50年を超える橋梁数は、令和7年時点で25%に当たる16橋ですが、20年後には55%に当たる36橋と半数を超える予定で、急激に老朽化を迎えることとなります。

急激な老朽化に事後保全で対応しようとする、橋梁の抜本的な架け替えが必要になり、今後20年間で多くの費用が必要となります。そのため、予防保全として計画的、定期的に点検および補修をしながら橋梁を長寿命化していく必要がございます。

これまで計画的な補修を進めてきた結果、過年度の点検では、「健全」と判定されたものが16橋、予防保全を進める段階が49橋になっており、早期緊急で措置を行う必要のある橋梁はありませんでした。

3の計画改定の概要ですが、点検結果を踏まえ、年間1または2橋の補修設計および工事を進めていくこととしております。

また、令和6年度末に広町歩道橋を撤去いたしましたが、今現在、撤去すべき橋梁はございません。

また、令和5年度には、ドローンによる点検を行いました。これにより作業時間や費用の削減ができましたので、引き続き最新の技術の動向を注視しながら積極的に進めてまいりたいと考えております。

4の計画による効果ですが、これまで予防保全に要したコストと、仮に事後保全で行った場合のコストは同程度であります。しかしながら、今後、事後保全では、急に架け替えの必要な橋梁に対応していく必要があるものの、計画的に予防保全を行うことで、ライフサイクルコストの縮減が図れるという計画でございます。

○新妻委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言をお願いします。

○安藤委員

予防は大事だなと思います。年間で一、二橋程度の補修設計および工事を行うということなのですが、この対象橋梁はどのように選定していくのかを伺いたいのと、あと、なぜ年間一から二橋程度になるのかを理由なども教えてください。

○森道路課長

過年度に行いました点検の中で、部材の状況など、そういったものを細かく確認しているところでございます。それを踏まえて、この10年間、5年間といったような短期で、どこの橋を対象に、設計や補修の工事をしていくかどうかを確認して設定しておりまして、その結果、一、二橋ずつ進めていけば、

ある程度の補修は可能であると判断したところでございます。

そういったものを過年度の財政結果を基にして、そういった判断をし、まだ5年後に法定点検がございますので、そのときにまた確認をし、症状が進行していれば、早期にまた計画を立て直して、実際に補修工事を行っていくというようなサイクルで進めていくところでございます。

○安藤委員

ありがとうございます。では、実際に点検をしながら、この5年間の計画の中で、1年目はここ、2年目はここ、3年目はここ、4年目はここ、5年目はここというふうに具体的にもう決めているというような理解でよろしいのか伺いたいと思います。

○森道路課長

大まかな目安として、この橋梁、この橋梁ということは決めております。

ただ、その中で、例えば、予算の配分のことであったりとか、非常にお金がかかるので、もう少し、2か年にしようかというような検討が出てくるかと思っておりますので、臨機応変に対応しながらやっていければなと思います。

○新妻委員長

ほかにいかがでしょうか。

○ゆきた委員

近年、働き方改革とか労働時間規制、点検技術の人手不足とか、さらには、夏季の熱中症対策、気象条件の影響とかで、実際の作業が可能な時間は年々短くなっている状況だと思われま。

そこで、前回お話があった債務負担行為のような、同様の対応が必要となる場合が年々多くなっていくと思われまが、安定的な対応ができるのか、ここについて、1点、確認できればと思います。

○森道路課長

今、委員からご紹介いただきましたように、先般、債務負担行為をご承認いただきました。あちらも働き方改革ということで、JR東日本から、4月に協定を始めて3月まで実施するというようなものではなくて、1月にもう準備を始めておいて、年度のなるべく早い段階でやっていって、年間の作業スケジュールを平準化していくというようなご提案があったところでございます。区としましても、それは非常に重要な視点だと思いたしましたので、債務負担行為を設定したところでございます。今、道路課の事業につきましても、年度内に工事を行うことが基本ではあるのですけれども、債務負担行為で、例えば、3月に契約して4月1日からすぐに始められるような工事をなるべく増やすなど、あまりに年間の工事が多くなったり、3月末に終わらせないといけない工事が多くなれば、できるだけフレキシブルに対応していく。債務負担行為をお願いして、年度の後半から年度の初めというような工期の設定もしっかり考えていきたいなと思っております。

○ゆきた委員

ありがとうございます。必要に応じて対応していくということで了解いたしました。今後さらにこういった課題は、かなり拡大していくと考えられます。こうした状況を踏まえて、債務負担行為を含めて、今後どの程度そういった対応が必要なものがあるか、想定しているのか、お聞きできればと思います。

○森道路課長

原則としては、公共事業でございますので、単年度工事としてしっかりと当初予算を示させていただいて、その年度内で消化していくということが大事な視点だというふうには思います。

なので、基本的には、一年間しっかりやりたいと思うのですけれども、例えば、4月、5月、6月の

稼働率が低くて、1月、2月、3月の稼働率が非常に高くなってしまうと。そうなりますと、品川建設防災協議会など、区内の会社などからも何とかしてほしいというようお願いをいただいております。その辺は、例えば、年間20本あれば、5本分は債務負担行為でやっていくというような計画も、今少し進めているところもございますので、今、具体的にこうだという話ではないのですけれども、そういった視点はしっかりと大切にしながらやっていければと思います。

○新妻委員長

ほかにいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○新妻委員長

ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

(8) 立会川幹線雨水放流管事業（東京都下水道局施工）について

○新妻委員長

次に、(8)立会川幹線雨水放流管事業（東京都下水道局施工）についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○関根河川下水道課長

私からは、立会川幹線雨水放流管理料（東京都下水道局施工）について、ご報告いたします。

資料をご覧ください。

まず、事業の概要です。

本事業は、立会川流域の浸水被害軽減および水質改善を目的としまして、東京都下水道局が立会川の地下に新たに下水道管を整備するものでございます。

資料左下の図をご覧ください。

図の左上から中央にかけての赤い線、こちらが当該の下水道管、雨水放流管となっております。

この管自体は出来上がっておりまして、現在、左上および中央の丸部分でマンホールをつくっているところでございます。

続いて、事業工程の変更です。

令和6年1月に発生した能登半島地震を踏まえ、下水道施設の耐震対策の指針が改正されたことから、図中央のマンホールにおいて、大規模な耐震補強のための追加工事が必要となりました。このため、工程を変更するとの報告が東京都下水道局よりあったところでございます。

具体的には、この追加工事に4年3か月を要するため、通水開始時期および東京都に工事用地として貸与している月見橋の用地の返却時期が、令和9年度から令和13年度になるとのことです。

続いて、追加工事の具体的な内容です。

資料右下の図をご覧ください。

こちらが、左下の図の中央にあるマンホールの図を拡大したものになってございます。直径約20mのマンホールの内側、赤く示した部分と、図には記載がありませんが、このマンホールの床の部分に対してコンクリートの厚さを増す補強を実施いたします。

また、この補強を実施するためには、右下の図の左下のところに「浜川幹線（稼働中）」と書かれておりますが、こうした稼働中の下水道管に対してバイパス管を設置することが必要であることから、

4年3か月を要するとのことでした。

続いて、早期に浸水被害軽減などを図る取組でございます。

事業の完了時期は遅れる一方で、早期に事業効果を発現させるための取組を実施していくと聞いております。

具体的には、一部暫定的な貯留施設として活用している第二立会川幹線について、その貯留量を令和9年度の出水期までに倍増させ、浸水被害を軽減します。

左下の図をご覧ください。

図中央のマンホールより右側、青い太線部分の管に新たに貯留をすることで容量が倍増されるものでございます。

また、併せまして、東京都下水道局にて、勝島運河の浚渫を実施することで水質改善に寄与するとのことでした。

最後に、今後の予定です。

東京都下水道局が主催となり、説明会を開催いたします。

資料、別紙をご覧ください。

日時は、令和8年2月4日および2月7日の2回、浜川小学校にて実施することとしております。

区といたしましては、東京都と連携して丁寧な説明を実施するとともに、1日でも早い事業の完了を東京都に強く要請してまいります。

○新妻委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

○安藤委員

暫定貯留管を倍増するという措置があり、かなり工事自体は延びるということは心配なのですが、これがあるということは、少し安心材料です。ただ、これも令和9年度出水期までに行うということですね。2つお伺いしたいと思います。1つは、この貯留管の倍増措置で、どの程度、1時間当たり何ミリ程度の雨量に備えられることになるのかということをお伺いしたい。また、それまでに、来年度の出水期を迎えてくる。やはり昨年のような事態も起こり得ると思うのです。これはなかなか難しいと思うのですが、区としては、どのような対策をとる考えなのか伺いたいと思います。

○関根河川下水道課長

2点ご質問をいただきました。

まず1点目の貯留管の倍増措置による効果でございます。

具体的に何ミリという定量的な数字でお示しすることは難しい状況ではございますが、間違いなく現在よりも浸水被害の軽減に寄与するというところでございます。

例えば、9月11日の豪雨等と同等の雨が降った際にも、現在よりも、ためられる雨水の量が倍になるということですので、かなり能力として上がるのかなと認識してございます。

具体的には、倍増されることで、区内の下水道の雨水を貯留する施設としては、最も多い量をためられる施設になるということですので、かなりの軽減効果を発揮されるものと認識してございます。

続きまして、2点目、来年度の出水期に向けた区での対策ということでございますけれども、こちらは、やはり、この暫定貯留の倍増には工事が必要で、一定、時間を要すると聞いております。

一方で、委員おっしゃったとおり、来年度の出水期でできることとしましては、やはり今年度、要綱

を改正しました止水板を助成を活用して備えていただくということが1つあるのかなと考えてございます。

そのために、2月に実施される東京都主催の説明会においても、改めて出席された方には止水板の助成制度についてのご案内も区のほうから差し上げられればなと考えているところでございます。

○安藤委員

分かりました。ぜひよろしくをお願いします。

すみません、少し基本的なことで申し訳ないのですが、これ、最終的には、立会川幹線がつながるといことになると思うのですけれども、そうしたら、この暫定貯留管は貯留しなくなるということになるのか、そこだけ伺います。

○関根河川下水道課長

委員おっしゃるとおり、今は、貯留というのは、あくまで暫定的な措置でございますので、この事業が完了した際には、流下ということで、一時的にためるだけではなく、流せる下水道管となる予定でございます。

具体的には、資料の図の右上の勝島ポンプ所まで流していきまして、ここでポンプで汲み上げて運河のほうへ雨水を吐き出すという計画になってございます。

○新妻委員長

ほかにいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○新妻委員長

ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

(9) 令和7年度地区総合防災訓練等の実施結果について

○新妻委員長

次に、(9)令和7年度地区総合防災訓練等の実施結果についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○星災害対策担当課長

私からは、令和7年度地区総合防災訓練などの実施結果について説明をさせていただきます。

資料、1枚目をご覧ください。

まず、各地区の総合防災訓練でございます。

期間としましては、6月28日土曜日から11月9日日曜日まで実施されまして、現在、8地区、合計で1万3,661名が参加いたしました。

詳細は後ほどに説明します。

続きまして、区内一斉訓練のほうになります。

区内一斉訓練は、12月6日土曜日、46の避難所、合計で1万461名にご参加をいただきました。

こちらにつきましては、今年度、土曜日開催で、小・中学校の授業日の開催というところで小・中学校にもご協力をいただきました。児童生徒等の合同での訓練を行っているところです。

なお、同日、災害対策本部訓練も実施いたしまして、地震発生8時間後の各部各課の業務手順の確認等を行っております。

区議会におかれましても、訓練を実施いただき、ありがとうございます。

そして、最後、3番目、その他をご覧ください。

こちらの実施結果につきましては、1月29日に開催予定であります地区防災協議会連絡会において、各連絡会の会長にご説明をしたいという内容になります。

1枚おめくりください。地区総合防災訓練の結果となります。

本年度の主な特徴として、3つございます。

1つ目が、資料の真ん中、大崎第1地区でございます。

こちらは、今まで会場の都合等で地区総合防災訓練を開催できなかったところなのですが、今年は区民まつりで防災啓発ブースを出して、初期消火訓練等を実施したところで、6月28日から、かなり参加いただいたという状況があります。

2つ目、こちらは大井第2地区と荏原第3地区でございますけれども、それぞれ区民まつりとの合同で参加者がかなり増えているという特徴がございます。

また、資料の真ん中、下から3番目の荏原第4地区でございます。

こちらは、やはり数年開催できていなかったところなのですが、今回、2月8日、まだ実施はしていませんが、このところでの開催で進めていくということが今年度の地区総合防災訓練での大きな特徴となっております。

1枚おめくりいただきまして、区内一斉防災訓練のところを確認いただければと思います。

先ほども説明をいたしました、今回、児童生徒の参加がございまして、基本的には、町会の方は受付と基本的な訓練を行っているのですが、その中で地域の方と生徒が一緒になって避難所運営を行う、中学生による放水訓練、地域の方による児童への携帯トイレ説明等、今年は地域の皆様と児童生徒が顔合わせ交流を基本として訓練を行っているところです。

なお、資料下段のほうなのですが、項番2の個別訓練というところで、この12月6日以外にも実施したところ、また、これを実施する予定の区民避難所もございます。

1枚おめくりいただきまして、4枚目をご覧ください。

こちらは、区内一斉防災訓練で、町会・自治会の参加者からいただいたアンケートの集計になります。避難所運営訓練というところで、町会・自治会の中心となる方が多く参加されたというところから、年代的には、やはり70代、60代が非常に多く、若い方の参加が少ない結果となっているところでございます。

資料の右側にお移りください。

その中で、避難所訓練に必要なと思う訓練としまして、やはり参加したことのない区民の参加ですとか、区との連携訓練等の回答をいただいているところです。

資料右下、一番下をご覧ください。

今後、実施してみたい訓練での防災の取組としまして、ペット同伴の防災訓練ですとか、災害時に使用することができる井戸の場所、使い方というところ、また、LINEなどのデジタル技術を活用した情報伝達・収集訓練などを行いたいというところをいただいておりますので、この意見を踏まえまして、来年の訓練に参考とさせていただければと考えているところです。

○新妻委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言をお願いします。

よろしいでしょうか。

○中塚委員

地区総合防災訓練などの実施結果ということですが、車椅子を利用されている障害のある方から相談がありまして、参加したいのだけれども、参加していいのだろうか。ご迷惑になるようだったらと躊躇がある。以前からこういうご意見があるのですけれども、地区総合防災訓練では、8地区、1万3,661名の参加となりましたが、この中で障害がある方は何人か。区内一斉防災訓練、46避難所、合計1万461名のうち、障害がある方は何人か伺いたと思います。

ぜひ視覚・聴覚・精神・知的・身体、様々な障害がある方も、訓練を通じて自分たちの防災知識や行動を変えるきっかけに、また、そうした要配慮者の存在そのものの理解も広がる大事な場になってくると思うので、参加しにくいハードルをぜひ取り除いていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○星災害対策担当課長

私から、質問について答えさせていただきます。

まず、障害者の参加の数についてなのですが、こちらについては、現時点でとっておりません。今後どうやってとるかというところを考えていきたいとは思っているところです。

なお、車椅子を含めまして、障害者への訓練参加につきましては、こちらの地区防災訓練が行われます前、7月に、関係7団体のお集まりのところで、私が行って参加の説明とお願いをしているところなのですが、その中でも、いろいろと参加に対するハードルについて具体的に聞いておりますので、こちらについても、この地区総合防災訓練でハードルを下げられるよう、鋭意考えていきたいというところはございます。

○中塚委員

訓練前に7団体に参加の説明とお願いをしてハードルを、具体的に要望を聞いているということですが、障害7団体からどのような要望が上がっているのか。やはり障害が違くと、特性が違くと要望も変わってくると思うので、きめ細かく、まずは把握して、対策に講じることが必要だと思っておりますけれども、どのような要望があるのかということです。

ハードルを下げたいとおっしゃいましたけれども、ハードルは取り除くべきだと思います。障壁ですから、下げることを目指すと同時に、取り除く方向の方針をとっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

ただ、そう対応しているも関わらず、当日参加の障害者の人数をとっていないということはどういうことなのかご説明ください。

今後どうやるか考えたいということですが、数えればいいだけです。数えるだけではなくて、やはりそれぞれ実際に参加していただいて、今回、アンケートをとっておりますけれども、障害がある方は、その特性によって、またご要望も変わってくるでしょうから、きめ細かい要望が把握できるように、アンケートなども工夫が必要だと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○星災害対策担当課長

3つ質問をいただいたかと思っておりますので、1つずつお答えをさせていただきます。

まず、いただいた要望につきましては、まず、車椅子の方ですとか白杖、視覚障害の方ですが、足元を気にされているというところで、芝生ですとか、少し凸凹したところでの参加はしにくいという意見を具体的にいただいております。

また、知的障害の方ですと、特にお母様からのご意見なのですが、1人でトイレに行くことが

少し怪しいというところなので、多目的トイレの数についても非常に気にすると。通常、公園ですと、1つ、ない場合もあります。こちらについて、やはり複数ないと、少し参加は厳しいというお話をいただいた、そういうところがございます。

こういった意見でございますので、確かにハードルを取り除くというところは大事だと思うのですが、現状、物理的に不可能なところもあるので、どうしたらいいかというところを考えていきたいというところで、ハードルを下げたいというふうな発言をさせていただいております。

また、障害者の数をとっていないというところは、もうご指摘のとおりで、何も言えないところなのですが、今後、どのような形でとってあげればいいのかというところを考えていきたいと思っております。

具体的には、地区総合防災訓練のほとんどが、まず、地域の町会・自治会の方たちが集まって、一時集合場所での集合、それからの訓練ということで、避難訓練も継続しているというところもございまして、町会の方たちともお話をし、障害者の数字をとってあげればと考えているところです。

○新妻委員長

ほかにかがでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○新妻委員長

ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

(10) 「しながわ防災区民憲章（素案）」に係るパブリックコメントの実施について

○新妻委員長

次に、(10)「しながわ防災区民憲章（素案）」に係るパブリックコメントの実施についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○羽鳥防災課長

私からは、「しながわ防災区民憲章（素案）」に係るパブリックコメントの実施について、ご説明させていただきます。

初めに、1番、改めてですが、制定目的についてご説明いたします。

東日本大震災から15年の節目となります3月11日に、「品川区災害対策基本条例」の理念に基づき、区民の防災意識のさらなる向上と次世代への継承を目指し、「しながわ防災区民憲章」を制定するものでございます。

続いて、2番、これまでの経緯についてです。

7月7日の有識者と区長座談会を皮切りに、防災訓練やワークショップなどで意見募集を行いました。資料には記載がございませんが、延べ約700件のご意見をいただいたところでございます。

次に、3番、素案についてでございます。

延べ約700件のご意見をテキストマイニングというAI分析により、キーワードを抽出するなどして、別紙のとおり、素案を作成いたしました。

続いて、4番、パブリックコメントについてですが、期間は1月21日から2月9日までの期間で実施いたします。

最後に、今後の予定です。

2月6日に制定後の取組についてのワークショップを実施します。その後、3月5日の防災会議で防

災区民憲章の決定をいただき、11日に防災県民憲章の制定、公表と併せて、記念式典を実施する予定でございます。

○新妻委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言をお願いします。

○中塚委員

しながわ防災区民憲章（素案）ということですがけれども、素案が出たのは今回が初めての委員会になりますので、素案について質疑をさせていただきたいと思います。

前回は自助、共助の重要性を次の世代に引き継ぐという決意について批判をさせていただきました。今回、改めてこれが示されましたので、3点まとめて伺いたいと思います。

この憲章でいう自助とは何か、共助とは何か、その定義を正確にご説明ください。

その上で、2番目ですがけれども、ご高齢の方、高齢者、障害がある方、障害者、所得の少ない方、こうした方々にも自助、共助を求めるという立場なのか、ご説明ください。

3番目、森澤区長は、施政方針演説で、自己責任からの転換と言及がありましたが、自助、共助とは、要するに、災害を自己責任化するものではないかと私は強く批判をしたいと思いますが、それぞれご説明いただきたいと思います。

○羽鳥防災課長

まず、自助、共助の定義についてでございます。

まずは、自助というのは、自分の身を守る、あと、家族の身を守るというところまで含まれます。

共助というものに関しましては、皆さんで協力して守る、助け合うという意味でございます。

続きまして、障害者や低所得者にも自助、共助を求めていくのかということでございますけれども、こちらは、自助につきまして特定の対象者を限定しているものではございません。皆さんが自分の命を守るために必要な備えをしていただき、初動をとっていただく、それが重要であると考えてございます。

最後、自助、共助の重要性を区が訴えることが自己責任化しているのではないかとということでございますけれども、先日、阪神・淡路大震災から31年。阪神・淡路大震災のときは、建物倒壊から公助、救助隊によって助けられた方が1.7%という状況でございました。やはり現実として、公助の力には限界があるということが過去の災害でも明らかになっているところでございます。そういった意味合いで、やはり自助、共助が重要であるという認識を持っていただきたい。区長も東日本大震災の被災地である宮古に訪れ、その重要性をまた再認識したというような状況でございます。

ですので、自己責任化とご指摘がございましたが、やはり自分の命を守る、家族の命を守る、大切な方の命を守るためには、公助の力だけでは限界があるということを改めて訴えて、その重要性を分かっていたいただきたいという思いで、今回、しながわ防災区民憲章を制定するものでございます。

○中塚委員

自助は自分の身を守る、家族の身を守る、共助が皆さんで協力して助け合う、そのことを高齢者、障害者、低所得者に求めるのかと聞いたら、対象者は限定していないという説明でした。つまり、対象者を限定していないということは、みんなという意味で、高齢者、障害者、低所得者が含まれるという認識でよいのか伺います。

もう1つ、災害は自己責任かということですが。救助されたのが1%で、ほかは本人だったり、ご近所だったりによるものということで、いわゆる公助、役所だけでは救助が限界なのだという説明でした。

つまり、自己責任化ということを認める答弁だと思います。

自治体が災害時に発揮できる役割を災害発生への救助のみに着目するのは、あまりにも視野が狭いと思います。被害を減らす、なくすには、事前の発生前の準備、発生後の救助、応急、復旧、復興、それぞれの段階で自治体が発揮すべき役割があるわけです。それを、まとめて言いますが、障害者や高齢者、所得の少ない方までに、自分で守れと、家族で守れと、近所でやれというのは、災害対策を私は投げ捨てる姿勢だと思います。「備える」、「あいさつする」、「伝える」、「行動する」、ここに素案がありますけれども、障害がある方が、ご高齢者が、所得が少ない方は、自分の力だけでは、家族の力だけでは、ご近所だけでは、日常から備えることや、挨拶することや、伝えることや、行動することに支援が必要だから、障害者サービスだったり、介護サービスがあったり、区もやっているわけです。それにならって、こうした自助、共助の強調という素案はやめるべきだと、改めるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○羽鳥防災課長

冒頭申し上げましたが、この取組は、品川区災害対策基本条例の理念に基づくものでございます。品川区災害対策基本条例では、自助、共助のみならず、公助の重要性も書かせていただいております。区民、防災区民組織、区行政、様々な主体がそれぞれの責務の役割を果たして、みんなで力を合わせて地域防災力を高めていくというような理念に基づいたものでございます。

委員おっしゃられたとおり、もちろん事前防災も重要でございます。事前防災についても、区といたしまして、しっかり取り組んでまいりたいと考えてございます。

災害後の復旧、復興についても、もちろん取り組み、その中で自助、共助の部分もしっかり取り組んでいただきたいというメッセージでございます。

障害者、低所得者の方々に対しても、自助の部分で、できるところ、できないところは人それぞれ様々だと思います。そういったところをフォローするのが公助の支援でもありますし、地域の方の助け合いの共助というところになってくると思います。

そういったところで、様々、それぞれの区民の状況は違いますけれど、個人で備えができるところ、あとは地域で助け合うところ、行政として支援ができるところ、それぞれが役割を果たしていく、それが「品川区災害対策基本条例」の理念、それに基づいて今回つくるのが「しながわ防災区民憲章」ということになってございますので、ご理解いただければと思います。

○中塚委員

この議論を前日もさせていただきましたけれども、これは条例に基づくのだと。私、条例は反対だから、そもそもあれですけども、そのような条例は変えるべきだと思います。高齢者、障害者、低所得者にまで自分で守れと、家族で守れと、地域で守れというものを強調する、その重要性を引き継いでいく、このような憲章は間違っていると思います。

少し具体的に、例えば、今、物価高で日常で生活するだけでも、所得の少ない方は特に苦しいのです。国の調査でも6割が生活が苦しいと言うのです。日々の生活に追われている所得の少ない方々、年金暮らしのお年寄りだったり、ひとり親家庭だったり、そうした方々に自分で備蓄しろと言うのですか。自分で何とかしろと言うのですか。日々の生活が苦しい方々に、区からも、ひとり親家庭だとか、様々な所得の少ない方への支援だったりとか、給付金とか、区も日常的にもやっているわけです。そうした方々に自分で何とかせいと言うのですか。本当にひどいなと思います。

障害がある方、手話言語条例も区はできましたけれども、手話をしている方々が、自分たちでも、家

族にも地域にも理解を広げたい、自治体でもぜひ力をかけてほしいと、いろいろな議論の中で手話言語条例ができたわけです。当事者だけの問題ではないと、これは社会の問題だというメッセージを与えたわけです。手話を日常会話として、言語として利用する障害者に、備える、あいさつする、伝える、行動する、自分たちでやれと言うのですか。理解を広げる活動を自分たちもやってきました。でも、それでも権利が保障されないから、生きづらいから条例までつくって、手話言語条例をつくって、自治体が社会の理解を広げていく柱を立てたのではないですか。

議論は大事ですけれども、これ以上深まらないですけれども、ただ、やはり改めて言いたいのは、災害関連死のリスクは高齢者が高いのです、障害者が高いのです、2倍以上です。だから、自助、共助の重要性を次世代に引き継ぐのではなくて、その支援のシステムが必要なのだと、そこに自治体は責任を負うべきなのだと思います。

今は素案の段階ですけれども、自助、共助を削除すべきだし、この憲章は命を守れないと思いますので、私は反対したいと思います。

○新妻委員長

ほかにいかがでしょうか。

○ゆきた委員

まず、区民の皆さんに、これは何のための憲章なのかを端的に伝えるという観点で、前文で特に強調したい目的やメッセージは何か、改めてお聞きしたいと思います。

また、広報しながら、防災区民憲章に向けての有識者の話し合いが行われたことを確認しました。有識者の意見がどのように扱われたのか。採用されたのか、あるいは、何らかの理由で見送られたのか、その辺の経緯、有識者のアドバイスが素案に具体的にどう反映されたのか、生かされたのかをお聞きしたいと思います。

○羽鳥防災課長

2点ご質問をいただきました。

まず、区民へのメッセージというところですが、素案の前文に書かせていただいたとおり、自助および共助の重要性と、また、それを次の世代に引き継いでいくということを1つのメッセージとさせてください。「備える」、「あいさつする」、「伝える」、「行動する」という4つのブロックになってございます。「備える」の部分が、どちらかというと自助の部分、「あいさつする」というところが共助の部分、「伝える」というところが次の世代への継承というところです。最後の「行動する」というところは、どうしても理念だけではなくて、実際の行動に移していただきたい。行動変容を起こしてほしいという思いで、こちらの4つのブロックに構成をしたところです。

続きまして、有識者からのアドバイスの採用についてですけれども、もちろん、座談会でいろいろご意見をいただきまして、そういった内容は盛り込んでいるところでございます。

例えば、挨拶をするということが重要であるということで、座談会では、地域とつながるというところが、あまり深いつながりではなくても、ふだん少し挨拶をするぐらいの弱いつながりが、災害時には大きな力になるということをおっしゃっていただきました。そういったところの考え方も取り入れているところでございます。

あとは、多くの方の意見を聞いてほしい、ワークショップをたくさんやってほしいということで、今回、防災訓練や福祉まつり、そういったところで、こちらから出向いてご意見を伺う場もつくりました。あとは、区内の品川女子学院の学生などの若い方からのご意見を伺ったり、区内にお住まいの外国人の

方からもワークショップでご意見をいただいたりということで、幅広い方から、僅かな期間ではございましたけれども、なるべく多くの意見を集めようとしたところが、有識者の方のご意見を参考にさせていただいた部分でございます。

○ゆきた委員

ありがとうございます。今ご説明のあったところで、4つのブロックということでお話いただいたと思うのですが、前文の部分でお聞きしたところです。前文については、区民の皆さんに、この憲章を説明する場面とかがあった際に、もう少し端的な表現のほうが理解につながるのではないかと感じましたので、さらにここを進めていただければと思います。

また、有識者の意見のところで、たくさんの方のワークショップを行ったとか、そういったお話も今ありました。有識者の意見の中で、私も広報しながらで見せてもらった中では、中身よりも作り方が重要だと思っているということを確認しました。時間が限られている中なので、例えばとありましたが、ワークショップを1,000回やりましたとかは難しいですけども、憲章づくりの過程についての意見があったことについて共感させていただきました。

最終的には、品川区の行政がまとめ上げますが、出来上がった防災憲章は、これだけの方が関わってきたのだと言えるようなものであってこそ、私たちの、自分たちの防災憲章になると思います。

経緯や過程について、どう価値をつけていくかというところで、どのようにお考えかお聞きできればと思います。

○羽鳥防災課長

委員おっしゃられたとおり、数多くの方のご意見を参考に、区民の方がつくる防災区民憲章という形で進めてきているところでございます。

1,000件まではいかなかったですけど、なるべく多くの方、それもいろいろな、多様な方からご意見をいただいたところでございます。今後、パブリックコメントでもご意見をいただいて、区民の方がつくる防災区民憲章になるように取り組んでまいりたいと思います。

○ゆきた委員

ありがとうございます。品川区がつくった防災区民憲章で、最後の「行動する」の項目で、品川区が言う「私たちの品川は私たちが守る」なのか、関わってきた防災区民憲章で「私たちの品川は私たちが守る」となるのでは、重みも、受け止め方も、力強さもかなり変わってくると思います。今週から、予定ではパブリックコメントが開始されますが、今までの周知だけではなくて、例えば、時間はもう限られているので難しいと思いますけれども、小・中学校に全校に展開して周知していくということもあっていいのではないかと思いますし、また、3月の品川区防災会議までに、有識者等にアドバイスで、言葉から行動変容に変えていく力強さの意見を聞くということも持っていていいのではないかと思います。この辺についても、最後に何かお聞きできればと思います。

○羽鳥防災課長

より多くの方のご意見をというところでございます。一定、素案という形でお示しをさせていただきましたので、今後は、パブリックコメントを中心にご意見をお伺いしたいとは思いますが、機会を捉えて、そのほか、ご意見を伺えるように取り組んでまいりたいと思います。

○新妻委員長

ほかにかがでしょうか。

○安藤委員

先ほどもやり取りがありましたけれども、森澤区長は、自己責任社会からの転換ということで施政方針で掲げているわけです。そういう姿勢と照らすと、やはりこういうものがなぜできてしまったのだろうなど。それはいろいろ原因はあると思うのです。条例を前提にしているとあるのですけれども、少し冷たいなというふうに思います。ここに温かさは感じないなというか、今まで区が進めてきた行政姿勢と、私は乖離があるのではないかと思わざるを得ないと思います。それが最初の感想なのです。

共産党としましても、2014年に災害対策基本条例が制定されましたけれども、そのときに反対しているのです。その理由が、徹底した予防対策で区民の命と財産を守り抜くことこそ行政の最大の役割なのだ。その立場が明確化されずに、自助、共助を震災の教訓、防災対策の基本と位置づけてしまったということは、これ、間違いだと、反対しているのです。今回の憲章の素案も、条例の理念に基づきとあるのです。またそれを前提にというふうな説明があるので、やはり自助、共助を過度に強調して、行政の責任を後景に追いやる間違っただけのメッセージになりかねないという内容になっていると思うのです。やはり行政の役割は、徹底した予防対策で、区民の命と財産を守り抜くという立場にあると思うのですけれども、そういう行政自らが、こういう内容の憲章素案をつくって押し進めていくということにも違和感もあります。先ほども言ったように、施政方針とも矛盾するのではないかと思うのです。私たちは、これらの理由から、この素案の内容には賛同できないし、反対と言わざるを得ないです。

今言ったような意見について、何か区としてご意見があれば、反論する点などがあれば伺いたいですし、それと、先ほど、やり取りの中で、条例には公助も位置づいているのだというようなこともありました。なので、私たちとしては、条例に位置づいているのかな、かなり後景に追いやられているのではないのかという点があったので反対したのですけれども、でも、先ほどの説明ですと、条例にはきちんと公助もあるのですよという話でしたけれども、なぜ憲章になると、この自助、共助、これだけの強調のみになってしまうのか、これ、区が説明するところの条例の内容とも矛盾するということも言ってしまうのではないのかなと思うのですけれども、そこら辺についての整合性について説明をいただきたいと思います。

○羽鳥防災課長

まず、自助、共助のメッセージとなって冷たいのではないかというところがございます。現状、世論調査の結果でございますけれど、最新の調査ですと、まず、自助、共助の一番主なところ、防災用品の備蓄というところで、重要である、必要であるという回答が87%近い回答をいただいているのですけれど、一方で、実際に備蓄しているかという質問への回答は65%という状況が示されております。

自助、共助ということで、区としても、これまでメッセージはお伝えさせていただいているのですけれども、なかなか行動変容までたどり着いていないというのは、品川区だけの問題ではなくて、国のほうも事前防災のほうで今後力を入れていくと言っておりますので、国の防災対策の1つの方向性にもなっているところがございます。

そういった方向性も踏まえて、区としても、自助、共助は、しっかりとメッセージを伝えて、それを伝えるだけではなくて、行動変容までつなげていきたいと考えているところがございます。

公助の部分が、今回、素案に入っていないというご指摘でございますけれど、そこは、自助、共助、次世代の継承、3つブロックがありまして、最後の行動のところは「私たち」というふうになってございます。ここが「私」になっていない部分は、そこには様々な主体が含まれているというところで、4つ目の「行動する」というところは、そこには行政の公助も少し意味合いを含んでおります。最後の部分で、様々な主体が協力して災害に立ち向かうというところは表現したいと考えていたところござ

います。

○安藤委員

今ご説明いただきましたけれども、そういうふうの説明を聞いても理解はできませんし、説明されないと、今、込められた気持ちも分からなかったです。やはりこれを見た区民がどう思うかというところなのです。私は、やはりここに、先ほども指摘したように、間違ったメッセージになりかねないと思います。ここについては、これからパブリックコメントもありますけれども、素案として私はどうかと思います。これから一定、手続も経て制定ということになりますので、ぜひ当委員会で出た議会の意見も踏まえて直していただきたいと思いますし、もっと言えば、こういう内容でしたら、設定する必要はないと私は思います。

最後に、パブリックコメントに合わせた説明会の開催なのですけれども、このパブリックコメントに合わせてワークショップ形式の説明会を実施というところなのですけれども、これは説明会開催というのは、これは評価するのです。それというのは、今までやってきてほしいとずっと言ってきたからなのですけれども。しかし、少し注文をつけてしまうと、ワークショップ形式となると、かなり人数が限られる。あと、パブコメ実施期間の残り3日での実施ということになります。パブコメに合わせた説明会で何が重要かという、説明です。さあ、意見を出してくださいね、でも、説明はあまりしません、主体的にはしませんというのではなくて、やはりしっかり区としても説明会を開いて、内容を理解してもらった上で、初めて意見が出るものですから、そういった意味で大事だな、私たちもやってほしいと言ってきたわけです。このワークショップ形式で人数が限られ、なおかつ、残り期限がかなり迫った中でということになると、その意味合いが薄れてしまうのかなと。

伺いたいのですが、このパブリックコメント説明会の目的については、これは今回どこに置いているのか伺いたいと思います。

○羽鳥防災課長

2月6日に予定しているワークショップ形式でのパブリックコメントの説明会でございますけれど、委員おっしゃるとおり、もう少し早い時期でこれが実施できれば理想的だったかと思っておりますけれど、なかなかスケジュールの関係でこちらの時期になってしまったというところではあります。

パブリックコメントの説明も含めてですけれど、今後のしながわ防災区民憲章の活用についても、様々ご意見を頂戴できればとは考えてございます。そういった場で活用していきたいと考えているところです。

○新妻委員長

よろしいでしょうか。

中塚委員、時間が来ておりますので、まとめていただきたいと思います。

○中塚委員

はい。まとめて質問したいと思います。

今のやり取りを聞いていても、私は腹立たしく思うのです。

○新妻委員長

中塚委員、もう一回申し上げますが、同じようなことを質問で言うのであれば、控えていただきたいと思います。

○中塚委員

同じことは言いません。先ほど、自助、共助の理由を国が示しているからという説明です。これは今

の質疑で出てきたことです。国にただ従っているだけというのは、本当に情けないと思います。そして、その説明が、区の世論調査で備蓄が重要と答えるのが87%だけれども、していると答えているのが65%、つまり、準備をしていないあなたが悪いと、区はこういう態度をとる。災害を自己責任化する。とんでもない姿勢だと思います。

共産党は、疑問だとか優しく言いますけれども、間違っています。所得の少ない方や高齢者、障害者が準備できるように仕組みをつくるのが行政の役割なのです。所得の少ない方が備蓄できますか。障害がある方が、情報弱者と言われているわけだから、何がどう必要かを区別に沿って伝えてあげなければ伝わらないわけです。高齢者でよく聞くのは、そのときはそのときよという意見です。諦めるなど。そういうことをやる責任が行政にあるということです。もう時間なので、意見だけ述べておきますけれども、このように腹立たしい憲章はないと、私はそう思います。

○新妻委員長

よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○新妻委員長

ご発言がないようですので、以上で本件および報告事項を終了いたします。

3 行政視察報告書について

○新妻委員長

次に、予定表3、行政視察報告書についてを議題に供します。

11月26日の委員会終了後に行われました報告会の記録を基に、サイドブックに掲載のとおり報告書を調製させていただきました。

このような形で議長に報告したいと思いますが、よろしいでしょうか。

○安藤委員

議長報告ということなので、それでいいのですが、今、議会改革検討会も行われていると思います。この報告書、大変いい内容だと思いますので、区議会ホームページの公開についても、ぜひ求めていただきたいと要望したいと思います。よろしくお願いします。

○新妻委員長

ほかにいかがでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○新妻委員長

ありがとうございました。

それでは、この内容で議長に報告させていただきます。

以上で本件を終了いたします。

4 その他

○新妻委員長

次に、予定表4、その他を議題に供します。

その他で何かございますか。

○中塚委員

1点だけ、いいですか。

○新妻委員長

手短にお願いしたいと思います。中塚委員、どうぞ。

○中塚委員

委員長おっしゃるとおり、今日このような時間ですので、手短に申しあげますけれども、今日は初めからボリュームがあったということもあって、事前にいろいろ正副に調整していただいているところは伺っているのですが、こういうときは10時から始めるということも合理的な判断の1つなのかと思いますので、今後、念頭に置いておいていただけたらと思います。

○新妻委員長

ほかにいかがでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○新妻委員長

ご発言がないようですので、本件を終了します。

以上で、本日の予定は全て終了いたしました。

これもちまして、建設委員会を閉会いたします。長時間ありがとうございました。

○午後6時17分閉会